

貸与奨学金

この冊子では、返還の必要がある奨学金について説明しています。

大学院に進学予定の 奨学金を希望する皆さんへ

(スカラネット入力下書き用紙在中)

予約

無利子貸与奨学金

第一種奨学金予約

有利子貸与奨学金

第二種奨学金予約

入学時特別増額貸与奨学金予約



独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

(令和元年6月1日)

目次

	ページ
はじめに 貸与奨学金を希望する皆さんへ	3
第1部 募集要項等	4
1. 募集時期	4
2. 貸与奨学金の種類	4
3. 申込資格	4
4. 推薦基準	5
第2部 日本学生支援機構の貸与奨学金制度の概要	6
1. 貸与奨学金の対象者	6
2. 貸与金額	6
3. 第二種奨学金の増額貸与	6
4. 入学時特別貸与奨学金（一時金）	6
5. 奨学金の貸与方法	7
6. 貸与期間	7
7. 利率について	8
8. 元利均等返還について	9
9. 特に優れた業績による返還免除	10
10. 返還方式について	10
11. 個人信用情報機関の登録と利用等についての同意	12
12. 保証制度について	14
第3部 申込手順等	22
I. 申込手順	22
II. 収入に関する証明書類	24
III. 収入に関する「スカラネット入力下書き用紙」の記入要領	25
IV. スカラネットによる申込み	27
第4部 採用候補者決定～進学届の提出	29
1. 奨学生採用候補者の決定	29
2. 奨学生採用候補者の辞退	29
3. 「入学時特別増額貸与奨学金」の貸与を受けるまでの手続き	30
4. 労働金庫の「入学時必要資金融資」（つなぎ融資）について	31
5. 進学時の提出書類（令和2年4月以降入学後）	32
6. 「進学届」の提出	32
7. 奨学生採用候補者決定内容の変更・訂正・辞退	32
8. 別の種類の奨学金を希望する場合	32
第5部 奨学金の貸与開始～返還	33
I. 採用時の手続き	33
II. 奨学金貸与中の手続き・注意事項	34
III. 貸与終了後の返還	35

資料 奨学金の返還を延滞した場合

◆「スカラネット入力下書き用紙」は20～21ページの間に挟みこんでいます。

【本冊子の用語】

機構 日本学生支援機構

公庫 株式会社日本政策金融公庫

あなた 貸与奨学金に申し込むあなた本人

マイナンバー マイナンバー（個人番号）

ご提供いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機関が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

機構の奨学金制度は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生・生徒が経済的理由により修学をあきらめることのないよう支援することを目的として国が実施する制度です。

みなさんが、奨学金を利用することで安心して勉学に励み、それぞれの描いた夢が叶えられることを期待しています。

★貸与奨学金を申し込む機会は、次のとおりです。

予約採用………大学院へ進学する前に進学予定の大学院の窓口で申し込みます。

在学採用………大学院へ進学後に大学院の窓口で申し込みます。

この冊子では、返還の必要がある貸与奨学金（借入金）の「予約採用」について説明しています。

この冊子をよく読んで、貸与奨学金制度について理解したうえで申込みを行ってください。

また、保護者等にもこの冊子を読んでもらい、貸与奨学金制度について理解してもらってください。



重要

1 貸与奨学金（借入金）について

機構が貸与する奨学金には次の種類があります。

1. 第一種奨学金（無利子）
2. 第二種奨学金（有利子）
3. 入学時特別増額貸与奨学金（有利子）

機構の奨学金（借入金）を申し込む際に、知っておいて欲しい点をいくつか説明します。

- (1) 貸与奨学金は、「もらう」ものではなくあなた自身が「借りる」ものです。
- (2) 貸与を受けようとする人は、あなたの家庭の経済状況や人生・生活設計に基づき、奨学金の貸与を受ける必要性、返還時の負担などを十分考慮し、学資として必要となる適切な金額を選んで申し込んでください。

【本当に必要な金額？借りすぎに注意！】

- (3) 奨学金の貸与を受けるのは学生・生徒本人です。返還義務も本人にあります。
- (4) 貸与奨学生が学校を卒業してから返還するお金が、次の世代の貸与奨学金として使われます。貸与奨学金は、先輩から後輩へとリレーされる仕組みになっています。
- (5) 入学時特別増額貸与奨学金は単独での申込みはできません。必ず第一種奨学金又は第二種奨学金と併せて申し込みます。
- (6) 採用候補者に決定しても、まだ正式の採用ではありません。正式採用は、大学院入学後に所定の書類提出等の手続きをしてからです。
- (7) 採用候補者に決定しても、入学予定の大学院（課程・研究科）に進学しなかったときは無効となります。
- (8) 奨学金の振込みは、大学院に入学し、進学届を提出した後に始まります。入学時特別増額貸与奨学金も入学後に振り込まれます。入学前や入学後しばらくの間に必要となる資金は別に用意する必要があります。
- (9) 貸与奨学金は学業成績不振等により、打ち切られる場合があります。
- (10) 返還中に病気・失業などで返還が困難になった場合は、状況に応じて毎月返還する金額を減額して返還期間を延長する制度や返還期限を猶予する制度等があります。

2 本冊子の構成及び申込手続きについて

本冊子は第1部（4～5ページ）において、貸与奨学金の募集要項を記載しています。最初に読んで、貸与奨学金を申し込む基準を満たしているのかを確認してください。

第1部を読んで奨学金の利用を希望する場合は、第2部～第5部（6～38ページ）の貸与奨学金制度の概要、申込手順等、貸与開始から返還の説明をよく読んで理解したうえで、進学を予定している学校の奨学金窓口を通して申込手続きを行ってください。申込みに基づく大学院からの推薦を受けて、機構が選考のうえ、採用の可否を決定し、大学院を通じて通知します。

第1部 募集要項等

1 募集時期

進学先の大学院ごとに募集時期が異なりますので、必ず大学院に確認し、申込時期を逃さないように注意してください。

2 貸与奨学金の種類

機構が貸与する奨学金の種類、貸与の方法及び貸与期間は、下表のとおりです。

貸与奨学金の種類	貸与の方法	貸与始期 (いつから)	貸与終期 (いつまで)
第一種奨学金【利息なし】	毎月振込	令和2年4月	修業年限の終期
第二種奨学金【利息付き】	毎月振込	令和2年4月	修業年限の終期
入学時特別増額貸与奨学金 【利息付き】	一時金 (1回だけ振込)		

3 申込資格

令和2年度に国内の大学院の修士・博士前期課程、専門職大学院課程（法科大学院を含む）、博士・博士後期課程、博士医・歯・薬・獣医学課程に進学を希望する人で、高度の研究能力を有し、経済的理由により修業に困難があると認められる人。ただし、次の①～③に該当する人は、記載内容をよく読み、申込資格があるか必ず確認をしてください。

①過去に奨学金の貸与を受けたことがある人

- ア. 過去に貸与を受けた奨学金が以下の状態にあり、速やかに解消しない場合には、不採用とします。また、採用後にその状態にあることが判明した場合には、採用を取り消します。
- I. 過去に貸与を受けた返還誓約書が未提出である場合
 - II. 過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である場合
- イ. 過去に貸与を受けた奨学金が保証機関より代位弁済が行われたことが判明した場合には、申込資格がありません。また、採用後に判明した場合には、採用を取り消します。
- ウ. 過去に貸与を受けた奨学金と同じ学校区分で、新たに同じ種類の奨学金を希望する場合は、貸与期間が短縮されたり申込みができない場合があります。
- 詳しくは7ページ **6** を参照してください。

②債務整理中の人の申込資格

債務整理中の人は申込資格がありません。

③外国籍の人の申込資格

外国籍の人は次の表のとおり申込資格に制限があります。在留資格の記載がある書類を在学する学校へ提示のうえ、申込資格を満たしているか確認してください。

奨学生として採用されたとしても、申込資格が無いことが判明した時点で奨学金の振込を停止して採用を取り消すとともに、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。

申込資格	在留資格（注1）
あり	法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者（注2）
なし	1 外交、公用、教授、芸術、宗教、報道
	2 高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、技能実習
	3 文化活動、短期滞在
	4 留学、研修、家族滞在
	5 特定活動

（注1） 在留資格は「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）」及び「出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）」によるものです。

（注2） 「定住者」について、永住者若しくは永住者の配偶者等に準ると当該者が進学を予定する学校の長が認めたものに限ります。将来永住する意思のない人は、申込資格がありません。また、「永住者」「定住者」への在留資格変更許可申請中の場合も、奨学金の貸与を受けることができません。

4 推薦基準

学校の選考委員会等が人物・学力・家計の推薦基準を満たしている奨学生申込者の中から選考のうえ、機構に推薦します。機構ではこの推薦を受けて審査を行い、奨学生として採用を決定します。

(1) 学力基準

区分	「第一種奨学生のみ」又は「併用貸与」	「第二種奨学生のみ」
修士・専門職・博士前期課程	大学等・大学院における成績が特に優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができると認められること。	①又は②のいずれかに該当すること。 ① 大学等・大学院における成績が優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができると認められること。 ② 大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。
博士後期課程	大学・大学院における成績が特に優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができると認められること。	①又は②のいずれかに該当すること。 ① 大学・大学院における成績が優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができると認められること。 ② 大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。

(2) 家計基準

本人及び配偶者（配偶者は定職収入がある場合のみ）の平成30年分（1～12月）の収入金額（注1）が、該当の収入基準額以下であることが必要です。なお、配偶者が給与所得者の場合は、配偶者のみ下表の【参考】給与所得控除をしたうえで、本人の収入金額と合算します。

（単位：万円）

収入基準額					
第一種奨学生（注2）		第二種奨学生		併用貸与	
修士・博士前期課程 専門職大学院課程	博士・博士後期課程 博士医・歯・薬・獣医学課程	修士・博士前期課程 専門職大学院課程	博士・博士後期課程 博士医・歯・薬・獣医学課程	修士・博士前期課程 専門職大学院課程	博士・博士後期課程 博士医・歯・薬・獣医学課程
299	340	536	718	284	299

[参考] 給与所得控除（配偶者のみ）（注3）

年間収入金額（控除前）	控除額
400万円以下の場合 (ただし、年間収入金額が268万円未満の控除額は年間収入金額と同額である)	年間収入額×0.2+214万円
400万円を超え781万円以下の場合	年間収入額×0.3+174万円
781万円を超える場合	408万円

- （注1） 収入金額については、25ページ「Ⅲ.収入に関する「スカラネット入力下書き用紙」の記入要領」をご覧ください。
- （注2） 第一種奨学生については、収入基準額を超えていても採用される場合がありますので、学校に確認してください。
- （注3） 配偶者の給与所得の控除については、奨学生申込画面（インターネット）に入力すると自動計算となりますので、必ず控除前の年間収入金額を入力してください。

1 貸与奨学金の対象者

令和2年度に国内の大学院に入学し、入学後に奨学金の貸与を受けることを希望する人が対象です。

なお、編入学者は本冊子で申込手続きをすることはできません（編入学後に「在学採用」で申し込みます）。また、海外大学院日本校の予約申込も、本冊子で申込手続きをすることはできません（海外予約の奨学金案内をご覧ください）。

2 貸与金額

第一種奨学金は、大学院の課程の区分に応じた金額を選択できます。

第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金は、課程に関わらず設定された金額の中から選択できます。

（令和2年度入学者の場合（予定））

奨学金の種類	貸与の方法	大学院の課程の区分					
		修士課程相当		博士課程相当			
第一種奨学金	月額	50,000円 88,000円		80,000円 122,000円			
		50,000円 80,000円		100,000円	130,000円	150,000円	
入学時特別増額貸与奨学金（注1）（注2）	一時金	100,000円	200,000円	300,000円	400,000円	500,000円	

（注1）入学時特別増額貸与奨学金は、第一種奨学金・第二種奨学金のどちらか（又は両方）と同時に申し込む（以下「併用貸与」という。）ことができます。入学時特別増額貸与奨学金単独での申込みはできません。

（注2）利率については9ページ 7（2）を参照してください。

併用貸与について

第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けることができます。

項目	説明
併用貸与の基準	学力基準：第一種奨学金の学力基準と同じ（5ページ 4（1）参照） 家計基準：第一種奨学金の家計基準よりも厳しい基準（5ページ 4（2）参照）
留意点	貸与総額（返還総額）が多額になります。申し込む場合は、卒業後に返還することを考えて貸与月額を選択してください。

3 第二種奨学金の増額貸与

法科大学院において貸与月額15万円を選択した場合、さらに月額4万円又は7万円の増額貸与を選択できます。

（注）貸与月額分の利率及び法科大学院の増額分の利率については9ページ 7（2）を参照してください。

4 入学時特別増額貸与奨学金（一時金）

入学時特別増額貸与奨学金（一時金）の概要是、以下のとおりです。

説明
学力基準は、併せて貸与を受けることとなる奨学金（第一種奨学金、第二種奨学金、併用貸与）の基準が適用されます（詳しくは5ページ 4（1）参照）。
家計基準は、奨学金申込時における収入金額（詳しくは5ページ 4（2）参照）が120万円以下であること。（注）

（注）収入金額が120万円を超えて公庫の「国の教育ローン」に申込みをして利用できなかった人も対象となります。

そのため、公庫が定める以下の「国の教育ローン」の要件をすべて満たしているにも関わらず、公庫の審査の結果、融資を受けられなかった場合は、機構が定める書類を提出したうえで入学時特別増額貸与奨学金を利用することができます。

公庫が定める「国の教育ローン」の要件

- 1. 借入申込世帯の年間収入（所得）金額が公庫の示す金額以内であること
- 2. 借入申込金額が350万円を超えていないこと
- 3. 使途が教育資金であること
- 4. 保護者等による申込みであること

公庫の融資の申込み	入学時特別増額貸与奨学金の利用
1～4の要件を満たしたうえ、公庫の審査の結果、融資を断られた場合	○（利用できます）
1～4の要件を満たさないために融資を受けることができなかった場合	×（利用できません）

（参考）入学時特別増額貸与奨学金を受けるまでの手続きの詳細は30ページを参照してください。

5 奨学金の貸与方法

奨学生本人名義の口座に原則毎月振り込みます。

【取扱い金融機関】

	利用できる	利用できない
金融機関	日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く）	農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット専業銀行（楽天銀行、ジャパンネット銀行等）、その他一部の銀行（新生銀行・あおぞら銀行・セブン銀行等）
口座	本人名義の普通預金（通常預金）口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、休眠口座※

※ 休眠口座・・・金融機関に預金として預け入れたまま長期間入出金などの取引が行われなくなり、金融期間側から預金者への連絡も取れなくなった状態の預金口座。

【奨学金振込日】（2020年度の予定）

初回振込日は大学院への進学後で、具体的には「進学届」（32ページ）の提出時期により異なります。

- ・進学前に奨学生が振り込まれることはありません。進学前に必要な資金は別途用意する必要があります。
- ・初回振込日が5月以降となる場合、4月分からその月までの分の奨学生がまとめて振り込まれます。

貸与月	振込日	貸与月	振込日	貸与月	振込日
4月分	4月21日	8月分	8月11日	12月分	12月11日
5月分	5月15日	9月分	9月11日	1月分	1月11日
6月分	6月11日	10月分	10月9日	2月分	2月10日
7月分	7月10日	11月分	11月11日	3月分	3月11日

6 貸与期間

貸与期間は、原則として4ページ 2 の表に示されている貸与始期から貸与終期までです。

ただし、過去に奨学生の貸与を受けた人が、同じ学校区分（下表の「[大学院の課程の区分] 参照」）で、新たに同じ種類の奨学生（第一種又は第二種）を希望する場合は、貸与期間が短縮されたり、申込みができない場合があります。

なお、過去に奨学生の貸与を受けた大学院（研究科）とは別の大学院（研究科）に入学する人については、所定の要件を満たす場合に限り、入学予定の大学院（研究科）の修業年限に達するまで再度、奨学生の貸与を受けることができます（以下「再貸与」という）。具体的なケースは次ページの「★過去に同じ学校区分で貸与を受けたことがある場合」を参照してください。

貸与奨学生の種類	再貸与の要件	備考
第一種奨学生	<u>全ての学校区分を通じて1回限り</u>	第一種奨学生の再貸与を希望する場合は、別途再貸与に係る申請書の提出が必要となります。詳しくは、学校に確認してください。
第二種奨学生	<u>各々の学校区分において1回限り</u>	—

[大学院の課程の区分]

区分	左の区分に含まれる課程等
修士課程相当	修士課程、博士前期課程、専門職大学院課程（法科大学院を含む）、一貫制博士課程前期相当分
博士課程相当	博士課程、博士後期課程、博士医・歯・薬・獣医学課程※、一貫制博士課程後期相当分 ※ 6年制薬学部に基づく基礎を置く薬学系大学院博士課程（4年制）については、博士医・歯・薬・獣医学課程として取扱います。

[参考] 長期履修学生について

職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する長期履修学生の貸与期間については、以下のとおりです。

- 第一種奨学生：在学期間にかかわらず、通常課程の標準修業年限に該当する期間を最長とします。
- 第二種奨学生：採用後に所定の手続きを行うことによって、学則に定める「長期履修課程の修業年限の終期まで」貸与を延長することができます。

★過去に同じ学校区分で貸与を受けたことがある場合（イメージ）

(貸) …貸与可能
(×) …貸与不可

【第一種奨学金】

A 大学院修士課程（修業年限2年）
1年（貸）| 2年（貸）

B 大学院修士課程（修業年限2年）
1年（貸）| 2年（貸）

再貸与
申請書の提出
が必要

C 大学院修士課程（修業年限2年）
1年（×）| 2年（×）

※B 大学院で再貸与済み

D 大学院博士課程（修業年限3年）
1年（貸）| 2年（貸）| 3年（貸）

E 大学院博士課程（修業年限3年）
1年（×）| 2年（×）| 3年（×）

※B 大学院で再貸与済み

【第二種奨学金】

A 大学院修士課程（修業年限2年）
1年（貸）| 2年（貸）

B 大学院修士課程（修業年限2年）
1年（貸）| 2年（貸）

再貸与

C 大学院修士課程（修業年限2年）
1年（×）| 2年（×）

※B 大学院で再貸与済み

D 大学院博士課程（修業年限3年）
1年（貸）| 2年（貸）| 3年（貸）

E 大学院博士課程（修業年限3年）
1年（貸）| 2年（貸）| 3年（貸）

再貸与

F 大学院博士課程（修業年限3年）
1年（×）| 2年（×）| 3年（×）

※E 大学院で再貸与済み

過去に貸与を受けることができる学校区分で、再度貸与を受けることができるが各々の学校区分において1回限り

7 利率について

(1) 利率の算定方法

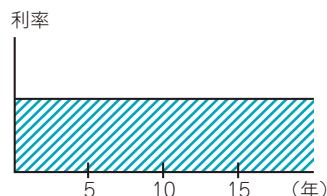
第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金の利率の算定方法は、「利率固定方式」と「利率見直し方式」があり、どちらか一方を選択します。いずれの方式も、利率に上限（年3%）があります。なお、奨学金貸与中及び在学猶予・返還期限猶予中は無利息です。（参考：平成31年3月に貸与終了となった人の利率 固定方式0.14% 見直し方式0.01%）

- ① 利率固定方式：貸与終了時に決定した利率が、返還完了まで適用されます。将来、市場金利が変動した場合も、利率は変わりません。
- ② 利率見直し方式：貸与終了時に決定した利率を、おおむね5年ごとに見直します。将来、市場金利が変動した場合は、それに伴い利率も変わります（将来、市場金利が上昇（下降）した場合は、貸与終了時の利率より高い（低い）利率が適用されます）。

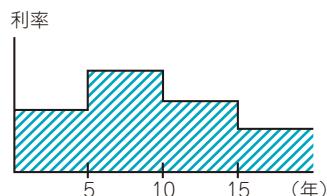
（注）「貸与終了時に決定した利率」とは、機構が奨学金交付のために借入した資金を貸与終了時に借り換えた財政融資資金の利率です（財政融資資金の借り換えと併せて債券を発行した場合は、財政融資資金と債券の利率を加重平均して利率を決定します）。

（参考）在学猶予・返還期限猶予の説明は38ページ 7

利率固定方式



利率見直し方式



(2) 増額貸与利率の算定方法

[増額貸与利率を適用する対象者]

- ①法科大学院に在学する人が基本月額に加えて増額月額の貸与を受けた場合の利率
- ②入学時特別増額貸与奨学金を受けた人の利率

[利率の算定方法]

基本月額に係る利率と増額部分に係る利率（以下「増額貸与利率」という）を加重平均して決定します。その基礎となる基本月額に係る利率と増額貸与利率は、次のとおりです。

- 基本月額に係る利率：「利率固定方式」又は「利率見直し方式」に従って算定します（どちらも年3.0%が上限です）。
- 増額貸与利率：原則として基本月額に係る利率に0.2%上乗せした利率とします（財政融資資金の利率が年3.0%を超える場合は、財政融資資金の利率が適用されます）。

(3) 利率の算定方法の変更手続き

利率の算定方法は、申込時に選択した後も、貸与期間が終了する年度の一定の期間まで変更することができます。

なお、変更手続きの期限は年度によって異なりますので、貸与が終了する年度に変更を希望する場合は、当該年度の4月以降、学校へお問い合わせのうえ、変更の手続きをしてください。また、退学や辞退などの理由で卒業前に貸与が終了する場合も変更手続きの期限を前もって学校にお問い合わせのうえ、学校を通じて変更の手続きをしてください。

(4) 貸与が終了した後に適用される利率について

返還時に適用される利率及び割賦金額は、貸与終了後に機構から「第二種奨学金の返還条件通知及び口座振替（リレー口座）加入通知」でお知らせします。また、機構ホームページにも利率を掲載します。

8 元利均等返還について

第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金は、元利均等返還の方法によりますので、月賦返還における毎回の返還額（割賦元金・残元金に対する利息・据置期間利息の分割額の合計額）は定額です（最終回は端数の調整があります）。

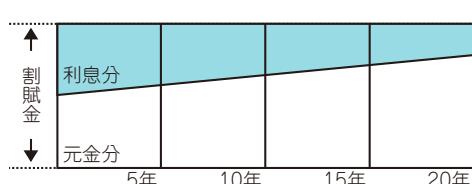
(1) 利率固定方式における返還の概略図

利率が返還完了まで一定のため、返還額は一定です。

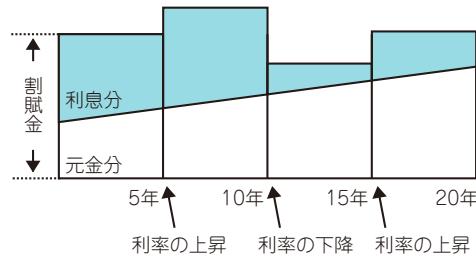
(2) 利率見直し方式における返還の概略図

利率が5年ごとに見直されるため、返還額が増減します（残元金に対する利息も変動します）。

[定額返還方式（※）による最長20年間で返還する場合]



[定額返還方式（※）による最長20年間で返還する場合]



（注1） 上記概略図は、利率の変動に伴う割賦金の増減の一例であり、実際の割賦金の増減とは異なりますのでご注意ください。

（注2） 利率固定方式と利率見直し方式は、元金分の総額は同じです。

（注3） 割賦方法として「月賦・半年賦併用返還」（11ページ 10 (2) 参照）を選択した場合、半年賦分の返還がある1月と7月は、他の月と比べて返還額が多くなります。

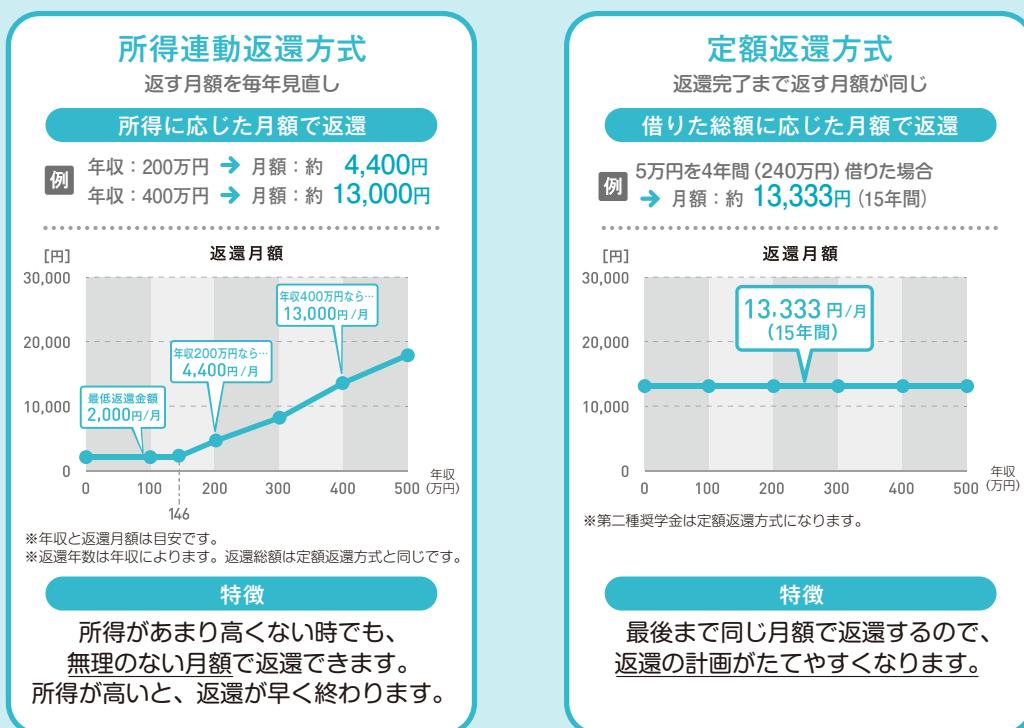
9 特に優れた業績による返還免除

- (1) 大学院で第一種奨学生の貸与を受けた学生であって、貸与期間中に特に優れた業績を挙げた人として機構が認定した場合に、貸与期間終了時に奨学生の全額又は半額の返還が免除される制度です。
- 学問分野での顕著な成果や発明・発見や、専攻分野に関する芸術・スポーツ、ボランティア活動等におけるめざましい活動又は高い評価等を含めて総合的に評価し、学生の学修へのインセンティブ向上を目的としています。なお、博士課程については、学位論文やその他研究論文、あるいは、専攻分野に関する芸術・スポーツにおいて特に優れた業績が必要です。
- (2) 博士課程については、奨学生採用時に返還免除内定制度があります。学生に博士課程進学のインセンティブを付与し、給付的効果を充実するため、大学院入試の結果等に基づき、大学院博士課程に進学し第一種奨学生の貸与を受ける学生（海外留学支援制度の「大学院学位取得型」及び「協定派遣」は対象外）においては、奨学生採用時に返還免除の内定を受けることができる制度です。平成30年度以降の博士課程進学者から貸与終了者に対する免除者数の割合が従来の30%から45%（上限1,200名；割合は各大学で一律ではありません。）へ増えたことにともない、増となる15%相当（上限400名；割合は各大学で一律ではありません。）を返還免除内定制度による推薦枠として該当の大学ごとに加算配分しています。
- なお、貸与期間中に「停止」又は「廃止」の処置を受けた時、修業年限内で課程を修了（学位取得）できなくなった時等は、返還免除の内定を取り消します。
- (3) 上記(1)及び(2)の免除申請は希望者が行うものですが、大学の推薦が必要となります。詳しくは学校にお問い合わせください。

10 返還方式について

（1）返還方式の種類と概要

第一種奨学生の貸与を申し込む人は、「所得連動返還方式」と「定額返還方式」のどちらかの返還方式を選択してください。「所得連動返還方式」は、卒業後の所得に応じて毎年の返還額が決まるので、所得が少ない時期も、無理なく返還できる制度です。



●所得連動返還方式と定額返還方式の概要

	所得連動返還方式	定額返還方式
対象となる奨学生の種類	第一種奨学生のみ (第二種奨学生、入学時特別増額貸与奨学生は対象外)	全ての奨学生 (第一種奨学生、第二種奨学生、入学時特別増額貸与奨学生が対象)
保証制度	機関保証制度（保証料が必要）のみ ※併用貸与又は併願として申し込む場合は、第一種奨学生と第二種奨学生の保証制度は同一となります。 ただし、第一種奨学生を所得連動返還方式とする場合の第二種奨学生は、機関保証制度又は人的保証制度のどちらかを選択することができます。 ※「併願」とは：第一種奨学生が不採用の場合、第二種奨学生の貸与を希望すること	機関保証制度、人的保証制度のいずれかを選択
返還月額の算出	提出いただいたマイナンバーにより取得した前年の所得に応じて10月～翌年9月の返還月額を算出。(「課税対象所得」×9%÷12(1円未満の端数は切り捨て)) ※算出した額が2,000円未満となった場合、返還月額は2,000円となります。 ※返還初年度の返還月額は、定額返還方式により算出した返還月額の半額です。また、定額返還方式により算出した返還月額の半額での返還が困難な場合は申請により月額2,000円に変更することができます。 (「返還初年度」とは、返還開始翌月以降の最初の9月までの期間をいい、最長12か月(10月～翌9月)、最短1か月(9月のみ)となります。) ※あなたが返還中に被扶養者になった場合又は被扶養者である場合は、あなたと扶養者の課税対象所得の合計に基づき返還月額を算出します(扶養者のマイナンバーの提出が必要となります)。	貸与総額に応じて算出された返還金額(月額)により、返還完了まで返還
割賦方法	月賦返還のみ (「月賦・半年賦併用返還」は選択不可)	返還誓約書にて「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」のいずれかを選択 (参考)本ページ 10 (2)
返還困難な場合	返還期限猶予制度のみ利用可能 (減額返還制度は利用不可) (参考)38ページ 7	返還期限猶予制度、減額返還制度が利用可能 (参考)38ページ 7

※所得連動返還方式を選択した人が、マイナンバーを提出しなかった場合は、貸与総額に応じて算出された返還金額(月額)により、返還します。

(2) 「定額返還方式」の割賦方法の選択

第二種奨学生、入学時特別増額貸与奨学生及び「定額返還方式」を選択した第一種奨学生については、採用後に提出する返還誓約書において、返還する際の割賦方法を選択する必要があります(34ページ 3 「毎月の返還イメージ図」参照)。

- ① 月賦返還：返還総額を毎月均等に分割して返還する返還方法
- ② 月賦・半年賦併用返還：返還総額の半分を毎月定額で返還し(月賦分)、もう半分を半年賦(1月と7月)で返還する、月賦と半年賦とを併せた返還方法

(3) 返還方式の変更(第一種奨学生のみ)

変更内容	説明
定額返還方式 → 所得連動返還方式	・貸与中及び貸与終了後ともに変更が可能です。 ・ <u>人的保証制度を選択していた場合は、機関保証制度への変更手続きを同時に行うことが必要です。その際、保証料の一括での支払いが必要となります。</u> ・マイナンバーの提出が必要です。 ・月賦・半年賦併用返還を選択していた場合は、月賦返還に変更となります。
所得連動返還方式 → 定額返還方式	・ <u>貸与中のみ変更できます(貸与終了後は変更できません)。</u> ・ <u>貸与期間が終了する年度の一定の期間まで変更することができます。</u> ・保証制度は「機関保証」が継続されます(「人的保証」への変更はできません)。

※第二種奨学生、入学時特別増額貸与奨学生は「定額返還方式」限定であるため対象外

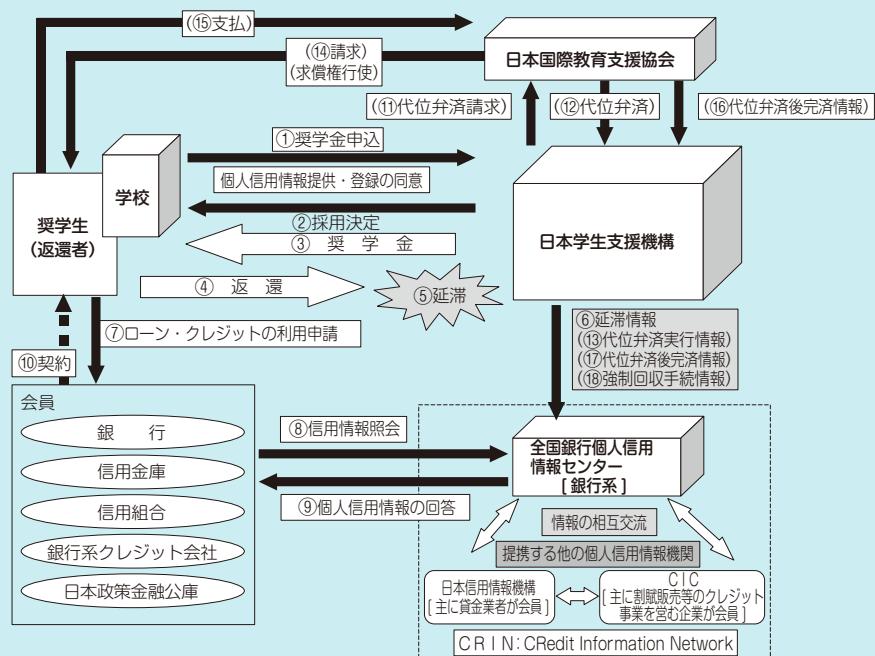
11 個人信用情報機関の登録と利用等についての同意

奨学生申込時に、「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」の提出が必要です。本同意条項については13ページをご覧ください。また、個人信用情報機関(※)への登録についての同意がない場合は、奨学生の貸与を受けることができません。

- (1) 返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上になった場合、個人信用情報機関(全国銀行個人信用情報センター)に個人情報を登録する対象となります。
- (2) 奨学生の返還を延滞した者のみが登録されます。貸与者全員の情報が自動的に登録されるわけではありません。
- (3) 一度個人信用情報機関に登録されると、返還状況は毎月更新され、延滞を解消すると、延滞が解消されたという情報として更新されます。登録された情報は返還完了後から5年後に削除されます。
- (4) 個人信用情報機関に延滞情報が登録されると、クレジットカードの利用が制限されたり、住宅ローン等が組めなくなる場合があります。

※個人信用情報機関とは…会員(銀行等)から消費者の個人信用情報(消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況等個人の経済的信用に関する情報)を収集・蓄積し、会員(銀行等)からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。

【個人信用情報機関への登録の流れ】



1. 申込み～採用決定、振込

- ①奨学生申込(個人信用情報機関(含む提携個人信用情報機関)への情報提供についての同意が必須となる)
- ②採用決定
- ③奨学生の振込み

2. 返還開始～延滞発生

- ④返還開始
- ⑤延滞発生
- ⑥個人信用情報機関への延滞情報の登録(返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上)

3. 会員による個人信用情報の利用

- ⑦クレジットカードの利用申請
- ⑧会員(銀行等)からの信用情報照会
- ⑨個人信用情報機関からの信用情報の回答

4. 機関保証制度加入者の例(代位弁済実行～代位弁済実行後完済)

- ⑩会員(銀行等)による契約の判断
- ⑪代位弁済請求
- ⑫代位弁済
- ⑬個人信用情報機関への代位弁済実行情報の登録
- ⑭日本国際教育支援協会から返還者への請求
- ⑮返還者から日本国際教育支援協会への支払い
- ⑯完済の場合に代位弁済後完済情報を日本学生支援機構へ提供(代位弁済実行後5年以内)
- ⑰日本学生支援機構から代位弁済後完済情報を個人信用情報機関へ登録(代位弁済実行後5年以内)

5. 人的保証制度加入者の例

- ⑯強制回収手続情報の登録

【個人信用情報同意条項】 機構は、個人信用情報機関への登録及び利用は、延滞した場合のみ行います。

(個人信用情報機関の利用・登録等)

1. 私は、奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については、返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。

また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む）が登録されている場合には、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

個人情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続き、完済等の事実を含む）の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
機構が加盟する個人信用情報機関を利用した日及び本契約又はその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第一回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。

3. 前2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではできません）。

①機構が加盟する個人信用情報機関

全国銀行個人信用情報センター

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

②同機関と提携する個人信用情報機関

・(株)日本信用情報機構

<https://www.jicc.co.jp>

・(株)シー・アイ・シー

<https://www.cic.co.jp>

左記の個人信用情報機関では、
本書面の書き方を含め奨学金に
関するご質問にはお答えできま
せん。

(代位弁済後の情報提供について)

4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人信用情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人信用情報機関に登録されることに同意します。

(注) 全国銀行個人信用情報センター、(株)日本信用情報機構、(株)シー・アイ・シーは、上記「個人信用情報同意条項」の「個人情報」に記載されている情報を登録する機関です。日本学生支援機構の業務に関する質問は受け付けていません。

12 保証制度について

保証制度には、「機関保証制度」と「人的保証制度」の2つがあり、奨学生の貸与を受ける本人が、いずれか一方を申込時に選択する必要があります。なお、どちらを選択した場合でも、奨学生の貸与を受けた本人が奨学生返還の義務を負うことには変わりはありません。

機関保証制度	人的保証制度
<p>保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会。以下「協会」という）に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度です。 ※一定の保証料の支払いが必要です。 ※機関保証制度加入者は、連帯保証人及び保証人は不要です。</p>	<p>機構が定める条件を満たす人に連帯保証人及び保証人を引き受けもらう制度です（16ページ 12 (イ)(1) 参照）。 ※必要な書類（16ページ 12 (イ)(5) 参照）を提出できない場合は、その人を連帯保証人及び保証人に選任できません。</p>

保証の変更について

変更内容	変更の可否及び説明
機関保証 → 人的保証	機関保証から人的保証への変更はできません。
人的保証 → 機関保証	<p>人的保証から機関保証への変更については、以下の場合に学校を通じて願い出ることができます。</p> <p>【願い出の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 返還方式を「定額返還方式」から「所得連動返還方式」に変更する場合 連帯保証人又は保証人の死亡・破産等やむを得ない事情が生じたが、代わりの連帯保証人又は保証人を選任することが困難な場合 <p>※なお、あなたが債務整理（破産・民事再生等）を検討するような経済状況である場合は、保証の変更はできません。</p> <p>【保証料】</p> <p>変更する場合は、貸与始期にさかのぼり保証料を一括で支払う必要があります。また、機関保証への変更後は、毎月振り込まれる奨学生金から一定の保証料が差し引かれます。</p>

(ア) 機関保証制度

(1) 制度の概要

保証機関（協会）に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度です。保証を受けるためには、一定の保証料の支払いが必要です（原則として機構が毎月の奨学生貸与額から保証料を徴収し、あなたに代わり協会に支払います）。保証委託約款は19ページを参照してください。協会のホームページ（<http://www.jees.or.jp/>）も併せてご覧ください。

なお、第一種奨学生の返還方式（10～11ページ **10** (1) 参照）を「所得連動返還方式」とする場合、機関保証制度を選択する必要があります。

このほか、機構があなたと連絡が取れない場合に、あなたの住所・電話番号等を照会する「本人以外の連絡先」となる人を指定する必要があります。そして、「本人以外の連絡先」となる人には、奨学生として採用された際に提出する「返還誓約書」に署名してもらう必要があります。この「返還誓約書」を定められた期限までに提出できない場合は、奨学生としての採用が取り消されますので、注意してください。

(2) 保証範囲と保証期間

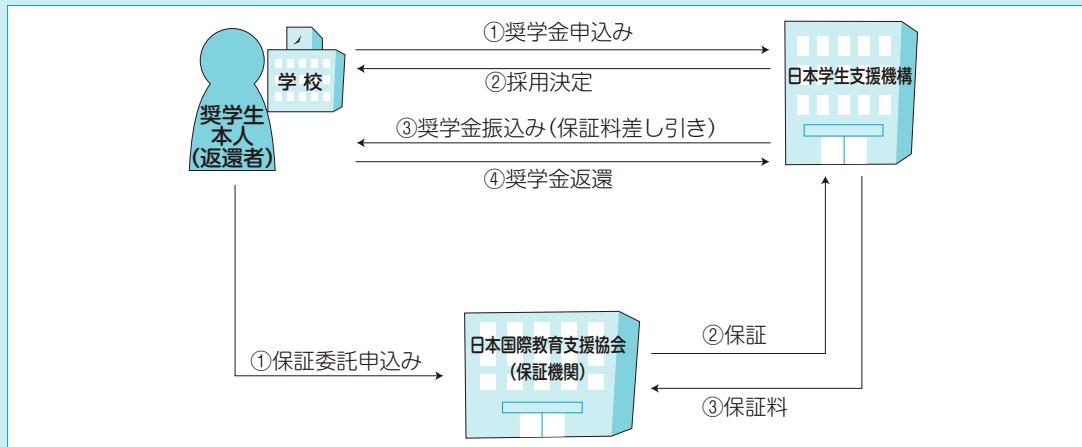
保証範囲は、元金、利息（第二種奨学生金及び入学時特別増額貸与奨学生金）及び延滞金で、保証期間は貸与の始期から返還完了までです。保証機関（協会）は、第一回目の保証料を受領したときから保証を開始します。

(3) 保証料

保証料の月額は、貸与月額、貸与期間及び返還期間等を基に算出しています。

保証料は、奨学生採用決定時に交付する「奨学生証」でお知らせします。機構は、毎月の奨学生金の貸与額から保証料月額を差し引き、あなたの口座に振り込みます。奨学生金から差し引いた保証料は、機構があなたに代わり保証機関（協会）に支払います。保証料（目安）は、20～21ページ「[参考2]機関保証制度の保証料（目安）」を参照してください。奨学生金の貸与月額等の変更があれば、保証料月額も変わります。

(4) 保証の申し込みから奨学生の貸与・返還まで



- ① あなたが機構に奨学生を申し込みます。同時に保証機関(協会)に対し保証委託を申し込みます。
- ② 保証機関(協会)が債務の保証をし、機構が採用を決定します。なお、採用時に「返還誓約書」及び「保証依頼書(兼保証委託契約書)・保証料支払依頼書」の提出が必要です。
- ③ 機構は、毎月の奨学生の貸与額から保証料月額を差し引き、あなたの口座に振り込みます。
奨学生から差し引いた保証料は、機構があなたに代わり保証機関(協会)に支払います。
- ④ 貸与終了後、奨学生の返還が開始されます。機構に対し約束どおりの返還をしていただきます。

(5) 保証料の返戻

次の①から③のいずれかに該当する場合は、支払われた保証料の一部を保証機関(協会)からお返しする場合があります。

- ① 全額繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- ② 一部繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- ③ 機構の返還免除の適用を受け、返還が完了したとき。

お返しする保証料の振込先は、原則として奨学生振込口座又は振替用口座です。死亡による返還免除の場合は、機構に「奨学生返還免除願」を申請した方が届け出た口座へお返しします。

(6) 機関保証と返還

機関保証を選択している場合でも、奨学生は貸与を受けたあなたが返還しなければなりません。

保証料を支払っているからといって、「奨学生の返還をしなくても構わない」といった誤った考え方をもたないようにしてください。

(7) 保証機関(協会)による保証債務の履行(代位弁済)

指定された期日までの返還が滞った場合(返還期限猶予が承認されている場合は除く)、一定期間経過後、機構からの請求によって保証機関(協会)があなたに代わり機構へ債務を弁済します(保証機関(協会)は、機構が持っていたあなたの債権を取得します)。このことを「代位弁済」といいます。

保証機関(協会)が代位弁済を行った後、あなたは、保証機関(協会)に対して原則として一括で代位弁済額を返済することになります。代位弁済額の返済を滞納した場合は、年10%の遅延損害金が加算されます。また、請求に応じない場合は、法的措置(財産、給与の差し押さえ等)が執られます。特別な理由がある場合には、保証機関(協会)は、あなたの事情に応じて個別に対応することになります。

なお、保証機関(協会)が代位弁済を行った後、学校に再度入学して新たに奨学生の貸与を希望しても、奨学生を申し込むことはできません。

(イ) 人的保証制度

(1) 制度の概要

連帯保証人及び保証人として機構が定める条件を満たす人に自らが依頼し、奨学生の返還について連帯保証人及び保証人(それぞれ1人ずつ、合計2人)を引き受けもらう制度です。人的保証を希望する場合には、あらかじめ、連帯保証人、保証人等の役割を説明したうえで引き受けもらうようお願いし、奨学生の返還について承諾をもらってください。なお、奨学生採用時に保証人等の署名等をととのえた「返還誓約書」を定められた期限までに提出できない場合は、奨学生としての採用が取り消されますので、注意してください。

(参考)「返還誓約書」の提出の説明は 33 ページ **3**

(2) 連帯保証人・保証人の役割

連帯保証人 奨学生の返還についてあなたと同等の責任を負い、あなたが返還しないときは、その全額について返還をしなければなりません。

保証人 あなた及び連帯保証人が奨学生を返還しないときは、それらに代わって返還しなければなりませんが、返還すべき金額が請求額の2分の1であることを主張できます(「分別の利益」)。また、あなたに資力があることを証明できれば、あなたに対して請求するよう主張でき(「検索の抗弁権」)、あなたに請求していない分を請求されたときは、まずあなたに対して請求するよう主張できます(「催告の抗弁権」)。

※本機構があなたに先んじて保証人に請求することはありません。

(3) 連帯保証人・保証人の選任時期

奨学生予約申込時は保証制度のみを選択し、大学院進学後にインターネットで進学届を提出する際に具体的な連帯保証人及び保証人の情報を本機構に届け出ます。ただし、奨学生予約申込時に、あらかじめ連帯保証人や保証人となる人から引き受けることの承諾を得ておいてください。

(4) 必要な手続き

奨学生として採用された際に提出する「返還誓約書」に連帯保証人・保証人の自署・押印(実印)したうえで、次の(5)の書類を提出してもらう必要があります。

(注)「返還誓約書」提出時以外にも、奨学生の貸与額・返還額に変動がある変更(月額の変更等)の申請をする場合には、連帯保証人・保証人の自署・押印(実印)及び印鑑登録証明書の提出が必要になります。

(5) 連帯保証人・保証人の必要書類(「返還誓約書」提出時)

必要書類	連帯保証人	保証人	備考
市区町村で発行された 「印鑑登録証明書」(コピー不可) (進学届提出日(返還誓約書に印字される日付)から3か月前以降に発行されたもの)	○	○	印鑑登録証明書に記載の住所と、進学届提出時のスカラネットで入力する住所は、一致している必要があります。
収入に関する証明書類 (コピー可)	○	×	(例)源泉徴収票、確定申告書(控)、所得証明書、年金振込通知書等
「返還保証書」(コピー不可) 及び資産等に関する証明書類(コピー可)	△	△	17ページの連帯保証人・保証人の選任条件の例外に該当する場合に提出が必要となります。 ※資産等に関する証明書類は、源泉徴収票、確定申告書(控)、所得証明書、預貯金残高証明書、固定資産評価証明書等

○: 全員提出が必要。 △: 選任した方によっては提出が必要な場合がある。 ×: 提出は不要。

(注)必要書類は、マイナンバー記載のないものを提出してください。

(6) 連帯保証人・保証人の選任条件

①連帯保証人の選任条件 【原則、父母】 次の条件のすべてを満たす人を選任してください。

項目	選任条件	備考
(1)	あなたが未成年者の場合は、あなたの親権者(親権者がいない場合は未成年後見人)。	
(2)	あなたが成年者の場合は、あなたの父母。父母がいない等の場合は、4親等以内の親族の方。	※例外として、4親等以内の親族でない方を選任できる場合があります。詳しくは17ページ連帯保証人・保証人の選任条件の例外を参照してください。
(3)	あなたの配偶者・婚約者でない方。	
(4)	未成年者・学生・債務整理中(破産等)でない方。	
(5)	あなたが貸与終了時(貸与終了月の末日時点)に満45歳を超える場合は、その時点で60歳未満の方。	

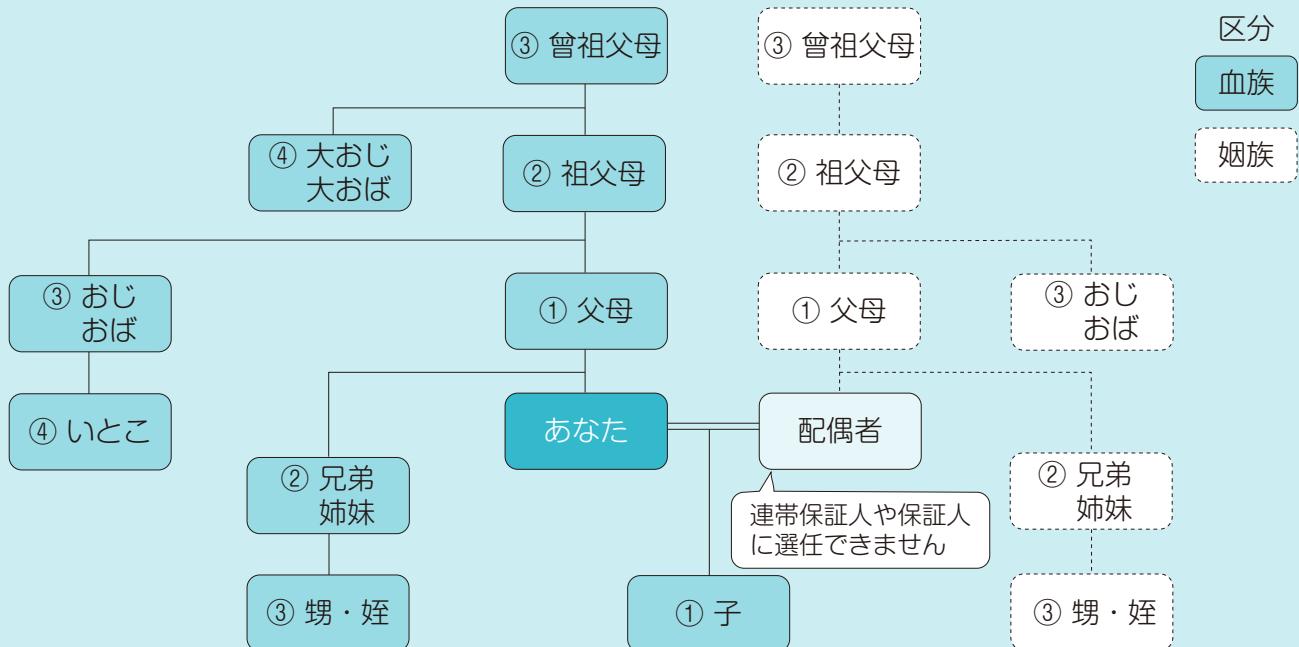
②保証人の選任条件 【原則、おじ・おば・兄弟姉妹等】

次の条件のすべてを満たす人を選任してください。

項番	選任条件	備考
(1)	あなた及び配偶者の父母以外の方。	※例外として、以下の場合は保証人に選任できる場合があります。詳しくは本ページ「連帯保証人・保証人の選任条件の例外」を参照してください。 ・離婚により親権を失った父母 ・養子縁組により親権を失ったあなたの実父母 ・配偶者の父母
(2)	あなた及び連帯保証人と別生計の方。	
(3)	あなた又は連帯保証人の配偶者・婚約者でない方。	
(4)	4親等以内の親族。	※例外として、4親等以内の親族でない方を選任できる場合があります。詳しくは本ページ「連帯保証人・保証人の選任条件の例外」を参照してください。
(5)	進学届提出時のスカラネットに入力する誓約日時点(令和2年4月以降)で65歳未満の方。	※例外として、進学届提出時のスカラネットに入力する誓約日時点(令和2年4月以降)で「65歳以上」の方を選任できる場合があります。詳しくは本ページ「連帯保証人・保証人の選任条件の例外」を参照してください。
(6)	未成年者・学生・債務整理中(破産等)でない方。	※例外として、進学届提出時のスカラネットに入力する誓約日時点(令和2年4月以降)で成年(20歳)に達している学生ではない兄弟姉妹の場合は、あなた及び連帯保証人と別生計の方であれば選任できます。
(7)	あなたが貸与終了時(貸与終了月の末日時点)に満45歳を超える場合は、その時点で60歳未満の方。	

【4親等以内の主な親族】

4親等以内の親族とは、「4親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族」のことをいいます。ただし、配偶者は連帯保証人や保証人に選任できません。



連帯保証人・保証人の選任条件の例外

16～17ページ(6)の表中の備考のとおり、例外として、以下の(1)～(6)に該当する方については、貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる方(18ページ参照)であれば選任できます。

- (1) 4親等以内の親族でない方を連帯保証人に選任する場合 ※あなたが成年者の場合のみ
- (2) 離婚して親権を失った父母を保証人に選任する場合
- (3) 養子縁組により親権を失ったあなたの実父母を保証人に選任する場合
- (4) 配偶者の父母を保証人に選任する場合
- (5) 4親等以内の親族でない方を保証人に選任する場合
- (6) 進学届提出時のスカラネットに入力する誓約日時点(令和2年4月以降)で「65歳以上」の方を保証人に選任する場合

具体的には次の条件A～Cのいずれか1つ以上を満たす方であれば選任できます。ただし、そのことを示す「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出が必要となります。必ず事前に、その方の収入・所得や資産に関する証明書類により基準を満たすことを確認してください（「返還保証書」は学校より受け取るか、採用後に交付される「奨学生のしおり」内にある書式を使用してください。）。

【貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる条件】

	条件	資産等に関する証明書類
A	給与所得者：年間収入金額 \geq 320万円	所得証明書、源泉徴収票、年金振込通知書等（注1）（注2）
	給与所得者以外：年間所得金額 \geq 220万円	所得証明書、確定申告書の控等（注2）
B	預貯金残高 \geq 貸与予定総額	預貯金残高証明書（注3）
C	固定資産の評価額 \geq 貸与予定総額	固定資産評価証明書（注3）

（注1）年金収入は給与として取り扱います。

（注2）証明書類は、取得できる直近のものを提出してください。

（注3）進学届提出日（返還誓約書に印字される日付）から3か月前以降に発行されたものを提出してください。

上記のA～Cを組み合わせて貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると証明する場合は、以下の条件となります。

組合せ	条件
A+B	（預貯金残高÷16年）+年間収入 \geq 320万円（注4）
A+C	（固定資産の評価額÷16年）+年間収入 \geq 320万円（注4）
B+C	預貯金残高+固定資産の評価額 \geq 貸与予定総額
A+B+C	（預貯金残高+固定資産の評価額）÷16年+年間収入 \geq 320万円（注4）

（注4）320万円は給与所得者の場合であり、給与所得者以外の場合は220万円となります。なお、給与所得者のうち給与収入以外の所得もある方については、年間所得金額（年間所得 \geq 220万円）により判断してください。

【連帯保証人及び保証人の選任について よくある質問】

Q1 : 配偶者の父母を連帯保証人に選任することができますか。

A1 : 本人が成年者の場合は配偶者の父母を連帯保証人に選任することができます。なお、配偶者の父（母）を連帯保証人に選任した場合、配偶者の母（父）を保証人に選任することはできませんのでご注意ください（17ページ②保証人の選任条件（3）より、連帯保証人の配偶者は保証人に選任できません）。

Q2 : 離婚して親権を失った父（母）親を保証人に選任することはできますか。

Q3 : 養子縁組により親権を失った実父（実母）を保証人に選任することはできますか。

Q4 : 配偶者の父母を保証人に選任することはできますか。

A2～4 : 次の条件を満たせば例外的に保証人に選任できます。あなた及び連帯保証人と別生計の方であって、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出により貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる方であることが条件です。

※進学届提出時のスカラネット入力時に、保証人の「あなたとの続柄」を「父（母）」「その他（4親等以内）」ではなく「その他（知人等）」として入力することが必要です。また、採用後に返還誓約書を提出する際に、保証人の「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出が必要です（17ページ連帯保証人・保証人の選任条件の例外参照）。

Q5 : 令和2年3月に成人（20歳）となる弟（妹）を保証人に選任することができますか。

A5 : 進学届提出時のスカラネットに入力する誓約日時点（令和2年4月以降）で成人（20歳）に達している兄弟姉妹については、下記の条件を満たせば保証人として選任できます。

- ・学生でない方（学生である方を保証人に選任できません）
- ・本人及び連帯保証人と別生計の方
- ・債務整理中でない方

※進学届提出時のスカラネットで保証人の情報を入力する際に、「連帯保証人と保証人は別生計ですね。」という設問に「はい」を選択してください。

※兄弟姉妹は2親等の親族のため、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出は不要です。

参考1 機関保証制度の「保証委託約款」

独立行政法人日本学生支援機構が行う学資の貸与に係る保証委託約款

(保証の委託)

第1条 私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）から奨学生金の貸与を受けるにあたり、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「協会」という。）に保証を委託します。

(保証の範囲)

第2条 私が、協会に委託する保証の範囲は、私が機構との間の返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）、確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書等（以下「返還誓約書等」という。）により締結する奨学生金貸与契約に基づいて、機構から貸与を受ける奨学生の元金、利息及び延滞金の債務（以下「奨学生返還債務」という。）とします。

2 前項の保証の期間は奨学生金の貸与の開始から奨学生返還債務の返還の完了までの期間とし、奨学生金貸与契約の定めるところにより貸与又は返還の期間が変更される場合は、保証の期間も同様に変更されるものとします。

(奨学生金貸与契約の遵守)

第3条 私は、協会の保証を得て奨学生金の貸与を受けるにあたっては、この約款のほか、奨学生金貸与契約に定められた条項を遵守し、奨学生返還債務については、機構に対して期日に遅滞なく返還します。

(保証料等)

第4条 私は、協会の保証により奨学生金の貸与を受けるときは、協会が定める保証料算出方法による保証料（以下「所定の保証料」という。）を協会の定める期日に支払います。その支払の方法は、私が貸与を受ける奨学生から所定の保証料の額を機構が差し引いた奨学生の残額が私に交付された時点で、当該差し引かれた額の保証料に係る私の支払の義務は履行されたものとします。ただし、第一種奨学生（海外大学院学位取得型対象）及び第二種奨学生（海外）の貸与を受ける場合を除き、私の申出に基づき、所定の保証料を私が直接協会に支払う方法によることができることとし、この場合の申出及び支払の方法等については、協会の定めるところによるものとします。

2 前項ただし書きの方法をとる場合に、私が保証料の払込みを怠ったときは、協会はこの保証委託を解除することができるものとします。また、協会は保証料の払込みがない旨を機構に通知するものとします。

3 私が、協会に保証を委託する前に奨学生金貸与契約に基づき機構から貸与を受けた奨学生がある場合には、この額に対応するものとして協会が定める保証料算出方法による保証料を協会の定めるところにより原則一括して協会に支払うものとします。

4 私が支払った保証料について次の各号に掲げる場合においては、協会が定める保証料の返戻を受けることができるものとします。ただし、返還完了までの間ににおいて私が延滞した場合、私が当初の約定と異なる返還をした場合は等、協会は返戻しないことがあるものとします。なお、次の第1号、第2号及び第3号の場合の返戻される金額は、返戻に要する経費を差し引いた額とします。

(1) 私が、繰上返還又は機構から返戻を一部免除される等により、定額返還方式においては奨学生金貸与契約により貸与終了時に定まる最終の返還期日となるべき日、所得連動返還方式においては所得に連動した割賦金を約定どおり返還した際に最終の返還期日となるべき日（貸与終了後に機構保証に加入した者については、定額返還方式においては当該加入時における最終の返還期日となるべき日、所得連動返還方式においては所得に連動した割賦金を約定どおり返還した際に最終の返還期日となるべき日）前に奨学生返還債務の履行を完了したとき。

(2) 私が、機構から奨学生金の返還を全額免除されたとき。

(3) 私が、保証料の過払いをしたとき。

(4) 違算により保証料の過払いがあったとき。

5 保証料の返戻の方法は、奨学生金振込口座又は返戻金自動引落し口座への入金によるものとします。ただし、前項第2号に定める全額免除のうち、死亡による免除の場合は、申請者の届け出た口座への入金とします。

(保証の効力)

第5条 協会が行う債務の保証は、私から書面による保証委託及び所定の保証料の支払があり、かつ、私が機構と奨学生金貸与契約を締結のうえ、奨学生の交付を受けることにより効力を生ずるものとします。

(保証の形態)

第6条 協会が行う保証の形態は、連帯保証とします。

(届出事項)

第7条 私は、保証期間中に氏名、住所、電話番号又は勤務先等届出事項に変更があったときは、直ちに機構を通じて協会に届け出ます。

2 前項の届出を私が怠ったために協会から私への連絡又は送付書類等が延着し又は到達しなかった場合には、当該変更前の住所、電話番号等に通常到達すべきときに到達したものとします。

(注) 本約款は平成31年4月時点のものです。関係規程等の変更により改正後の規定が適用される場合もありますので、予めご承知ください。

(調査)

第8条 私は、この保証に関して、法令等で認められる範囲で、私の財産、収入、信用等について協会から調査を受けても異議を述べないものとします。

(保証債務の履行)

第9条 私が、機構に対する奨学生返還債務の履行を怠ったため、協会が機構から保証債務の履行（以下「代位弁済」という。）を求められた場合には、協会は私に対し何ら通知することなく、協会と機構との間の包括保証契約書の規定に基づき代位弁済をすることができるものとし、代位弁済を行った場合にはその旨を遅滞なく私に通知するものとします。

2 協会の前項の弁済によって機構に代位する権利の行使に関しては、奨学生金貸与契約のほか、この約款の各条項が適用されるものとし、協会は権利の行使方法を速やかに私に提示するものとします。

(求償権の範囲)

第10条 私は、協会が前条第1項の規定により代位弁済をしたときは、前条第2項により提示された権利行使の方法に応じて、その弁済額及び求償に要した費用を直ちに協会に返済します。

2 私は、前項の規定により返済すべき金額について協会が代位弁済を行った日の翌日から私が当該金額を協会に返済する日までの日数に応じ、弁済すべき金額に対して年10パーセントの割合の遅延損害金を協会に支払います。この場合の遅延損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

(求償権についての返済期限の猶予)

第11条 私が、次の各号の一に該当する場合は、協会は前条第1項及び第2項に基づく返済債務に係る返済期限を猶予することができるものとします。

(1) 災害又は傷病によって返済が困難となったとき。

(2) 高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の専門課程等に在学するとき。

(3) 外国の学校又は研究所若しくは研究機関において研究に従事するとき。

(4) 生活保護法による生活保護を受けているとき。

(5) その他真にやむを得ない事由によって返済が著しく困難となったとき。

2 前項各号の猶予期間は次のとおりとします。

(1) 第2号に該当するときは、その事由が継続する期間

(2) その他の各号の一に該当するときは、1年以内とし、更にその事由が継続するときは、願い出により重ねて1年ずつ延長することができるものとします。ただし、第3号又は第5号に該当するときは、協会が更に延長する必要を認めた場合を除き、それらを通じて5年を限度とします。

(求償権についての返済免除)

第12条 私が死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私又は私の相続人は返済債務の全部又は一部の免除を受けることができるものとします。

2 私が精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私は返済債務の一部の免除を受けることができるものとします。

(返済期限の猶予及び返済免除の手続)

第13条 第11条に基づく返済期限の猶予及び前条に基づく返済免除は、協会の定めるところにより、私又は私の相続人から所定の証明書類を添えて協会に願い出があったとき、協会において審査のうえ、これを行うかを決定するものとします。

(返済の充当順序)

第14条 私の返済する金額が、この保証委託から生じる私の協会に対する債務の全額を消滅させるに足りないとときは、協会が適当と認める順序・方法により充当することができるものとします。

(業務の委託)

第15条 私は、協会が私に対して有する債権の回収を第三者に委託しても異議を述べません。

(公正証書の作成)

第16条 私は、協会の請求があるときは、この契約に係る債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の文言を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続をします。

(管轄裁判所の同意)

第17条 私は、この契約に関して紛争が生じた場合は、協会を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

(個人情報の開示、訂正及び削除)

第18条 私は、協会に対して、協会が保有する私自身の個人情報を開示するよう請求できるものとします。

2 開示請求により、万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合、私は、当該情報の訂正又は削除の請求ができるものとします。

(代位弁済後の完済等の情報の提供)

第19条 私は、機構から奨学生金貸与を受けるにあたり同意した返還誓約書等又は個人信用情報の取扱いに関する同意書に基づいて、機構から協会に対し返済債務の完済等の情報の提供依頼があった場合、完済等の情報を協会から機構に提供することに同意します。

参考2 機関保証制度の保証料（目安）



以下のホームページ (<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/hosho/kikan/hoshoryo.html>) も併せてご覧ください。

(1) 第一種奨学金

区分	貸与月額（円）	貸与期間（月）	貸与総額（円）	返還回数（月）	保証料月額（円）
修士・博士前期課程 専門職大学院課程（2年課程）	50,000	24	1,200,000	144	1,517
	88,000		2,112,000	168	3,054
専門職大学院課程（3年課程）	50,000	36	1,800,000	156	1,602
	88,000		3,168,000	216	3,723
博士・博士後期課程	80,000	36	2,880,000	192	3,065
	122,000		4,392,000	240	5,629
博士医・歯・薬・獣医学課程	80,000	48	3,840,000	240	3,635
	122,000		5,856,000	240	5,543

（注）一貫制博士課程は、機構のホームページをご覧ください。

区分	貸与額（円）	貸与期間（月）	貸与総額（円）	返還回数（月）	保証料額（円）
入学時特別増額貸与奨学金	100,000	1	100,000	36	1,024
	200,000		200,000	72	3,930
	300,000		300,000	84	6,801
	400,000		400,000	120	12,564
	500,000		500,000	120	15,705

(2) 第二種奨学金

区分	貸与月額（円）	貸与期間（月）	貸与総額（円）	返還回数（月）	保証料月額（円）
大学院全課程	50,000	24	1,200,000	144	1,789
		36	1,800,000	156	1,891
		48	2,400,000	180	2,108
		60	3,000,000	204	2,309
	80,000	24	1,920,000	156	3,072
		36	2,880,000	192	3,620
		48	3,840,000	240	4,295
		60	4,800,000	240	4,230
	100,000	24	2,400,000	180	4,347
		36	3,600,000	240	5,452
		48	4,800,000	240	5,369
		60	6,000,000	240	5,288
	130,000	24	3,120,000	216	6,594
		36	4,680,000	240	7,087
		48	6,240,000	240	6,979
		60	7,800,000	240	6,874
	150,000	24	3,600,000	240	8,302
		36	5,400,000	240	8,178
		48	7,200,000	240	8,053
		60	9,000,000	240	7,932
	190,000 (15万+4万)	24	4,560,000	240	10,529
		36	6,840,000	240	10,372
	220,000 (15万+7万)	24	5,280,000	240	12,201
		36	7,920,000	240	12,016

(3) 第二種奨学生と入学時特別増額貸与奨学生（30万円を選択した場合）

区分	貸与月額 (円)	増額貸与額 (円)	貸与期間 (月)	貸与総額 (円)	返還回数 (月)	保証料月額 (円)	増額分の 保証料額 (円)	
大学院全課程	50,000	300,000	24	1,500,000	156	1,921	11,529	
			36	2,100,000	180	2,142	12,855	
			48	2,700,000	180	2,109	12,657	
			60	3,300,000	228	2,536	15,216	
	80,000		24	2,220,000	168	3,278	12,294	
			36	3,180,000	216	3,999	14,997	
			48	4,140,000	240	4,297	16,116	
			60	5,100,000	240	4,231	15,867	
	100,000		24	2,700,000	180	4,349	13,047	
			36	3,900,000	240	5,454	16,362	
			48	5,100,000	240	5,371	16,113	
			60	6,300,000	240	5,289	15,867	
	130,000		24	3,420,000	240	7,199	16,614	
			36	4,980,000	240	7,090	16,362	
			48	6,540,000	240	6,982	16,113	
			60	8,100,000	240	6,875	15,867	
	150,000		24	3,900,000	240	8,307	16,614	
			36	5,700,000	240	8,179	16,359	
			48	7,500,000	240	8,055	16,110	
			60	9,300,000	240	7,933	15,867	
	190,000 (15万+4万)		24	4,860,000	240	10,533	16,632	
			36	7,140,000	240	10,374	16,380	
	220,000 (15万+7万)		24	5,580,000	240	12,203	16,641	
			36	8,220,000	240	12,018	16,389	

(注1) 表中では、「入学時特別増額貸与奨学生」を「増額」と表記しています。

(注2) 貸与月額19万円及び22万円は、法科大学院において、貸与月額15万円に4万円又は7万円の増額貸与を希望する場合に限ります。

(特記事項)

- ① 保証料は、貸与月額、貸与月数、貸与利率、返還期間等により異なります。
※20～21ページの保証料額は、2019年度に新たに奨学生として採用された方の例であり、目安です。
- ② あなたの保証料月額は、奨学生採用時に交付される「奨学生証」でお知らせします。
- ③ 保証料は、原則として機関が毎月の奨学生貸与額から差し引いて徴収し、保証機関(公益財団法人日本国際教育支援協会)に支払います。
- ④ 入学時特別増額貸与奨学生の保証料は、この奨学生が交付されるときの1回払いとなります。

第3部

申込手順等

I. 申込手順

奨学生の申込みは、貸与を希望する学生が、①必要な書類を学校へ提出すること、及び②インターネットを通じて機構奨学生申込専用ホームページ（スカラネット）にアクセスし必要事項を入力することが必要です。特に②の入力を「スカラネット入力」といいます。

申込書類を学校に提出しないと、スカラネット入力ができません。以下のことをよく読んで、申込み・その他の手続きを正しく行ってください。

1 申込の流れ

申込みの手順は次のとおりですが、別途学校から指示があった場合はそれに従ってください。

以下《1》～《9》は、「**2 申込手順（22～23ページ）**」の《1》～《9》に対応しています。

- 《1》 奨学生申込関係書類の受け取り
- 《2》 「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」の作成
- 《3》 選択事項の決定
- 《4》 「証明書類」等の取得・「スカラネット入力下書き用紙」の準備
- 《5》 「【用紙①】スカラネット入力下書き用紙」及び「【用紙②】収入計算書」の記入
- 《6》 申込書類（「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」、「収入に関する証明書類」等）を学校へ提出
- 《7》 学校から「識別番号（ユーザID・パスワード）」を受領
- 《8》 スカラネット入力
- 《9》 スカラネット入力完了・「【用紙①】スカラネット入力下書き用紙」の提出

2 申込手順（1 申込の流れ《1》～《9》の詳細）

《1》 奨学生申込関係書類の受け取り

進学予定の学校から本冊子「奨学生を希望する皆さんへ（奨学生案内）」等申込みに必要な書類を受け取ります。学校への書類の提出期限を確認してください。

《2》 「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」の作成

別紙「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」（以下「確認書兼同意書」という）の記載内容（個人信用情報の取扱いに関する同意条項を含む）をよく読み、内容を確認のうえ、本人が記入・自署・押印をして提出してください（「確認書兼同意書」の記入例を参照してください）。



重要

- ・「確認書兼同意書」の本人住所は、現住所を記入してください。
- ・スタンプ印は不可です。
- ・氏名は本名を記入してください。

(参考)個人信用情報機関の説明は 12 ページ **11**

『3』選択事項の決定

スカラネット入力の際は、次の内容を選択・入力することが必要になります。あらかじめ本冊子の説明をよく読んで、決めておいてください。

★決めておく主な項目

- | | |
|---------------------------------|--------------------------|
| ① 奨学金の申込内容（スカラネット下書き用紙 [3] ページ） | ④ 利率の算定方法（8～9ページ [7] 参照） |
| ② 奨学金の貸与金額（6ページ [2] 参照） | ⑤ 保証制度（14～18ページ [12] 参照） |
| ③ 奨学金振込口座（7ページ [5] 参照） | ⑥ 返還方式（10～11ページ [10] 参照） |

『4』「証明書類」等の取得・「スカラネット入力下書き用紙」の準備

以下の書類を取得してください。書類によっては時間のかかるものもありますので、速やかに準備を始めてください。

★取得する書類

- | | |
|-------------------------------|--|
| ① 「収入に関する証明書類」
⇒24～25ページ参照 | ② 奨学生本人の奨学金振込口座として利用する口座通帳等のコピー
⇒「スカラネット入力下書き用紙」（注）[11] ページ参照 |
|-------------------------------|--|

（注）「スカラネット入力下書き用紙」は20ページと21ページの間にはさみ込んでいます。

『5』「【用紙①】スカラネット入力下書き用紙」及び「【用紙②】収入計算書」の記入

『4』で取得した書類を参考しながら、「【用紙①】スカラネット入力下書き用紙」及び「【用紙②】収入計算書」に必要事項を記入してください。

『6』申込書類を学校へ提出

定められた期限までに、以下①～⑤の書類を学校へ提出します。提出前に書類がととのっているかチェックしてください。

★奨学生申込時に提出する書類

- | | |
|-----------------|----------------|
| ① 確認書兼同意書 | ④ 収入計算書 |
| ② スカラネット入力下書き用紙 | ⑤ その他学校が指定する書類 |
| ③ 収入に関する証明書類 | |

提出された書類は返却しません。特に、後日原本が必要となるものは必ずコピーをとっておいてください。

（注）証明書類はコピーで提出可のものもあります。

（注）マイナンバーが記載された書類は、申込時点では提出しないでください。

『7』学校から「識別番号（ユーザID・パスワード）」を受領

学校が提出書類を審査のうえ、スカラネットによる申込み（インターネット入力）に必要な「識別番号（ユーザID・パスワード）」を交付します。同時に「スカラネット入力下書き用紙」が返却されます。

『8』スカラネット入力

学校が定めた期限までに、スカラネットによって申込みを行います。申込みは、「スカラネット入力下書き用紙」を参照し、奨学金の貸与を受けるあなた自身が行ってください。

スカラネットによる申込手順は、27～28ページ「IV. スカラネットによる申込み」を参照してください。

『9』スカラネット入力完了・「【用紙①】スカラネット入力下書き用紙」の提出

入力完了後に表示される受付番号を「スカラネット入力下書き用紙」に転記し、再度、「スカラネット入力下書き用紙」を学校へ提出してください。

II. 収入に関する証明書類

本人及び配偶者(配偶者については定職収入がある場合のみ)の証明書類が必要です。

なお、生活費や授業料等の支払いに対し、収入金額が合理的な金額であるよう申告してください。収入の合計金額を「0」万円とする等、学費や生活費に不十分な額とはしないでください。

(1) 収入の種類と【用紙②】収入計算書」及びスカラネットに記入・入力すべき内容

	対象者		該当する主な収入	記入すべき1年分の収入金額	注意事項
	本人	配偶者			
定職	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	勤務条件が常勤である場合の収入	給与所得者の場合、「平成30年分源泉徴収票」の「支払金額」	給与所得とは給与・賞与、専従者給与等を指します。
				給与所得者以外(個人事業主等)は「平成30年分所得税の確定申告書(控)」の「所得金額」、又は「平成30年分市県民税申告書(控)」の「所得金額」	
アルバイト	<input type="radio"/>	-	定職以外の収入	複数の支払い元がある場合は、収入の合計金額	宿直・ビルの管理人等の場合、「週あたりの就労時間」には拘束時間ではなく実働時間をスカラネットに入力してください。
父母等からの給付額	<input type="radio"/>	-	本人の日常生活において、父母等の家計から支出されたもの	自宅 通学者	食費・住居費等金銭・物品を問わず、本人の日常生活において、一般的に家計から支出されるものを金額に算定し、更に、授業料・通学費・小遣い等、本人に支給又は本人に代わって家計から支出した金額も算定して合計した金額
				自宅外 通学者	金銭・物品を問わず、本人が父母等により給付を受けた金額、及び父母等が本人に代わって負担した金額の合計額
奨学金	<input type="radio"/>	-	1年間に受けた全ての給付・貸与奨学金	1年間の奨学金の合計額 (保証料を含む)	現在申込中のものは除きます。
その他の収入	<input type="radio"/>	-	上記いずれにも当てはまらない収入及び預貯金の取り崩し額等	失業給付・児童扶養手当等の受給額、預貯金取り崩しの合計額	預貯金の取り崩しについては、(注1)を参照してください。

(注1)預貯金を取り崩して生活をしている場合は、「その他の収入」に取り崩した預貯金額を入力して下さい。

(注2)本人の日常生活を営むうえでかかる費用が父母等の家計より支出されている場合は、その額を「父母等からの給付額」欄に入力してください。

(注3)前年(平成30年)の収入金額に対して、本年(平成31年1月～令和元年12月)の収入見込額に変動がある場合は、本年見込額も入力する必要があります。前年と変動がない場合は、本年見込額の記入・入力は不要です。

(2) 収入に関する必要な証明書類（証明書類はコピー可です。提出された証明書類は返却できません。）

「【用紙②】収入計算書」に必要事項を記入し、該当する証明書類を添付のうえ、学校に提出してください。

平成30年（1月～12月）の証明書類	定職収入がある場合	源泉徴収票（給与所得者） 所得税の確定申告書（控）（給与所得者以外） ＊確定申告書（控）に税務署の受付印がない場合は市区町村役場発行の所得証明書、課税証明書又は税務署発行の納税証明書（その2）のいずれか一つの添付が必要。なお、確定申告書（控）と、市区町村発行の所得証明書又は課税証明書、税務署発行の納税証明書（その2）の対象年度が異なっていても差し支えない。 ＊確定申告をe-taxなどの電子申告により行った場合は、受付日時等が印字された「確定申告書」又は「申告内容確認票」の第一表及び第二表のいずれか一つの添付が必要。
	アルバイト収入の場合	アルバイト先の源泉徴収票、給与支払証明書等
	父母等からの給付額	給付の年額の証明（「【用紙②】収入計算書」裏面：父母等が記入、自署・押印）
	奨学生を受けている場合	奨学生採用決定通知 奨学生受給額を証明する書類
	その他	雇用保険受給資格者証、各種手当の通知書、生活費の出し入れに使用している預貯金通帳（口座名義人と直近3か月程度の記帳部分）のコピー等

上記以外に平成31年1月～令和元年12月（見込み含む）の証明書類も併せて提出が必要な場合	平成30年（1月～12月）の収入から変動がある場合	直近3か月以上の給与明細・年収見込証明書（定職・アルバイト収入がある場合） 退職証明書・離職票 当該収入を証明できる書類（父母からの給付額・奨学生・その他の収入がある場合は、上記の平成30年の取扱いと同様）
--	---------------------------	---

（注）「収入計算書」について

- ・収入金額を推算する必要がある場合は、裏面の余白に計算式を記入してください。
- ・支出項目については、「日常生活費」「授業料（設備拡充費、実習費等は含まれない授業料年額）」「通学費」「その他の費用」に分類し、それぞれ支出した金額を自己申告により記入してください（証明書類不要）。
- ・本年見込用について前年と変動がない場合、収入見込額欄及び支出見込額欄の記入は不要です。

III. 収入に関する「スカラネット入力下書き用紙」の記入要領

「スカラネット入力下書き用紙」[8]ページ「I－あなたの所得情報」の記入について説明します。

「スカラネット入力下書き用紙」に収入状況（所得情報）を必ず記入のうえ、スカラネットに正しい情報を入力してください。

「スカラネット入力下書き用紙」

定職 アルバイト 父母等からの給付額 奨学生（現在申込中のものは除く） その他の収入 配偶者の収入（定職収入のみ）	の6項目について、それぞれ算出してください。	ア 前年収入 (平成30年1月～12月の年間収入金額) イ 本年見込※ (平成31年1月～令和元年12月の収入見込金額) ※前年の収入金額に対して、変動が見込まれる場合に限り、入力してください。また、この場合も、前年の収入金額は必ず入力してください。

実際の入力イメージ（収入に関する金額は、1万円未満を切り捨てて入力してください。）

	勤務先（注1）	職業	収入金額（年額・税込：注2） ア．前年／イ．本年見込	本年見込	就労時間（注3）
定職	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> 万円	<input type="text"/> 万円	
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> 万円	<input type="text"/> 万円	
アルバイト	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> 万円	<input type="text"/> 万円	週当たり <input type="text"/> 時間
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> 万円	<input type="text"/> 万円	<input type="text"/> 時間
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> 万円	<input type="text"/> 万円	<input type="text"/> 時間
父母等からの給付額			<input type="text"/> 万円	<input type="text"/> 万円	
奨学金（現在申込中のものは除く） その他の収入（内容）（全角20文字以内）			<input type="text"/> 万円	<input type="text"/> 万円	
			<input type="text"/> 万円	<input type="text"/> 万円	
~~~~~					
配偶者（定職収入のみ）					
給与所得の場合	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> 万円	<input type="text"/> 万円	
給与所得以外の場合	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> 万円	<input type="text"/> 万円	
計			ア <input type="text"/> 万円 イ <input type="text"/> 万円		
			<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-right: 20px;">           合計額が0万円と ならないよう 前年収入金額を 入力する         </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">           前年に対して変動が見込まれる 場合に限り入力する (入力がなかった場合、前年収入 金額より審査を行います。)         </div>		

（注1）勤務先が複数あり、所定の欄数で足りない場合は、最終欄に全ての勤務先を書き込んでください。収入金額についても合計額を記入してください。

（注2）基本的に前年の収入で選考しますが、前年と本年見込欄の収入とで増減がある場合は、本年見込の収入で選考することになります。

収入変動の状況	「本年見込」欄に記入（入力）する内容
平成31年1月～令和元年12月中に途中就職した場合	無職の期間の収入金額等（注4）、及び令和元年12月末までの収入金額等（見込み）の合計
平成31年1月～令和元年12月中（申込まで）に途中退職した場合 （※）予定は除く	令和元年12月末までに退職した定職・アルバイト以外の収入金額等（見込み）の合計 ※令和元年12月末までに申し込む場合は、申込までに退職した定職・アルバイトは含めないでください。 ※令和2年1月以降に申し込む場合は、令和元年12月末までに退職した定職・アルバイトは含めないでください。令和2年1月以降に退職した場合は、12月末までの定職・アルバイトの収入金額等を本年見込に記入することとなります。
平成31年1月～令和元年12月中（申込まで）に受けている奨学生が終了した場合 （※）予定は除く	令和元年12月末までに終了した奨学生以外の収入金額等（見込み）の合計 ※令和元年12月末までに申し込む場合は、申込までに終了した奨学生は含めないでください。 ※令和2年1月以降に申し込む場合は、令和元年12月末までに終了した奨学生は含めないでください。令和2年1月以降に奨学生が終了した場合は、12月末までの奨学生を本年見込に記入することとなります。
平成31年1月～令和元年12月中に収入が増減した場合	平成31年1月以降申込月までに得た収入金額及び申込月以降令和元年12月までに得られる予定の収入見込金額の合計 例：令和元年6月まで月収15万円で、令和元年7月以降月収12万円の場合 本年見込収入金額は、15万円×6か月+12万円×6か月=162万円となります。なお、賞与が支給される場合は、賞与の金額を加算します。

（注3）アルバイト収入がある人で、本年見込欄に収入金額を書き込んだ場合は、実働の就労時間（週当たり）の記入が必要です。

（注）短期アルバイトを複数行っている場合は、年間の実働就労時間を推計し、そこから週当たりの就労時間を算出してください。

（注4）無職の期間の収入金額等には、父母等からの給付金や失業給付、預貯金の取り崩し額等を含みます。

## IV. スカラネットによる申込み

### スカラネット用ホームページアドレス（URL）の入力（接続）

①次のアドレスを半角（小文字）で入力し、スカラネット用ホームページにアクセス（接続）すると確認事項及び送信ボタンが表示されます。

<https://www.sas.jasso.go.jp>

#### 【申込情報の保護について】

申込みは、インターネットにより行います。

日本学生支援機構では、ネットワーク上での電子データ授受のセキュリティを確保するために「認証局」（※）に加入し、インターネットでの情報の漏洩や盗難については最新の暗号化通信方式を採用することによって、高度なセキュリティ対策をとっています。

※「認証局」

ネットワーク上の通信相手が、本物であることを証明するためのデジタル証明書を発行する第三者機関で、デジタル情報に対してデータそのものの正当性の確認や、持ち主や送り主の確認のために必要な機関です。

②スカラネット（インターネット）の【最初の画面の確認事項を確認した後】、「◆奨学生の新規申込（高校等で予約済みの人を除く）」の送信ボタンを押してください。

③「セキュリティの警告」のメッセージが表示される場合がありますが、その際はOKボタンを押してください。  
次の画面に進みます。

#### （1）識別番号の入力

①識別番号は、「ユーザID」と「パスワード」からなっています。申込みに必要な書類を学校に提出すると引き換えに通知されます。

「ユーザID」は8桁の数字です。「パスワード」は入力すると＊で表示されます。

※「パスワード」確認

「パスワード」は「ユーザID」欄に入力後、コピーして「パスワード」欄に貼り付けると間違いなく入力できます。

②識別番号の入力が終わったら、画面下の送信ボタンを押してください。

③次の画面に進みます。

## (2) 確認書の提出確認

「提出しました」を選択し、**規定等を表示**ボタンを押すと、規定等が記載された画面が表示されますので、内容を確認してから**送信**ボタンを押して次の画面に進みます（規定等が記載された画面は、画面右上「×ボタンを押して閉じてください）。

もし確認書を提出していない場合は、「提出していません」を選択して終了し、学校に確認書を提出した後、はじめからやり直してください。

## (3) 奨学金の学種の選択

「大学院」を選択して、次の画面に進みます。

## (4) 申し込む奨学金の選択

- ① 「(1) 予約採用」 「(a) 国内の大学院への進学予定者」を選択してください。
- ② **送信**ボタンを押してください。次の画面に進みます。

**これより先は、「スカラネット入力下書き用紙」に記入した内容を画面の指示に従って入力していきます。**

**奨学金振込口座情報画面まで入力を終え、**送信**ボタンを押すと奨学金申込情報一覧画面に進みます。**

## (5) 「奨学金申込情報一覧」（申込内容の確認・訂正）

各入力画面において、誤った内容のまま入力を進めてしまった場合は、この画面において各項目の訂正が可能です。確認（訂正）後に、この画面を印刷することをおすすめします。

学校へ確認すべき項目がみつかった場合は、右上の強制終了ボタン「×」で入力を中止し、確認後に再度はじめから入力をやり直してください。

申込みの内容を訂正する場合は各欄ごとの訂正ボタンより訂正画面へ進み訂正してください。  
全項目を確認し、画面を印刷して保管してください。

**送信**ボタンを押すと、申込情報が機構に送られます。

## (6) あなたの受付番号

受付番号が表示されれば、申込みは正常に終了しています。「スカラネット入力下書き用紙」の**1**ページの「受付番号欄」に必ず転記しておいてください。

画面内の**申込を終了します**のボタンを押して申込みは終了です。



**重要**

以上で申込みは終了しましたが、これにより奨学生として採用が決定したわけではありません。  
採用候補者の決定は、学校を通じてお知らせします。

# 第4部 採用候補者決定～進学届の提出

募集要項等

貸与奨学生制度

申込手順等

候補者決定～進学届提出

貸与開始～返還

## 1 奨学生採用候補者の決定

学校長の推薦を受けた人について機関で選考を行い、採用候補者を決定します（決定時期は学校に確認してください）。採用されなかった場合も含め、提出された申込書類等は返却しません。学校又は機関が責任をもって廃棄します。

採用候補者として決定した人には、「奨学生採用候補者決定通知」「奨学生採用候補者の皆さんへ」等の書類を交付します。

※交付する書類は、一部変更となる可能性があります。

書類	対象	備考
令和2年度大学院奨学生採用候補者決定通知	全員	紛失した場合は、進学先の学校に速やかに申し出てください。なお、初回振込みが大幅に遅れる場合があります。
令和2年度大学院奨学生採用候補者の皆さんへ	全員	進学前の準備、進学届の提出について説明している冊子です。
「入学時特別増額貸与奨学生に係る申告書」（以下「申告書」という）	該当者のみ (注)	入学時特別増額貸与奨学生を希望する人は、進学後、進学先の学校に提出してください。なお、同時に提出する書類については32ページ⑤を参照してください。

（注）「決定通知」の「採用候補者となった奨学生の種類」欄に「入学時特別増額貸与奨学生（日本政策金融公庫の手続き必要）」の記載がある人が対象です。

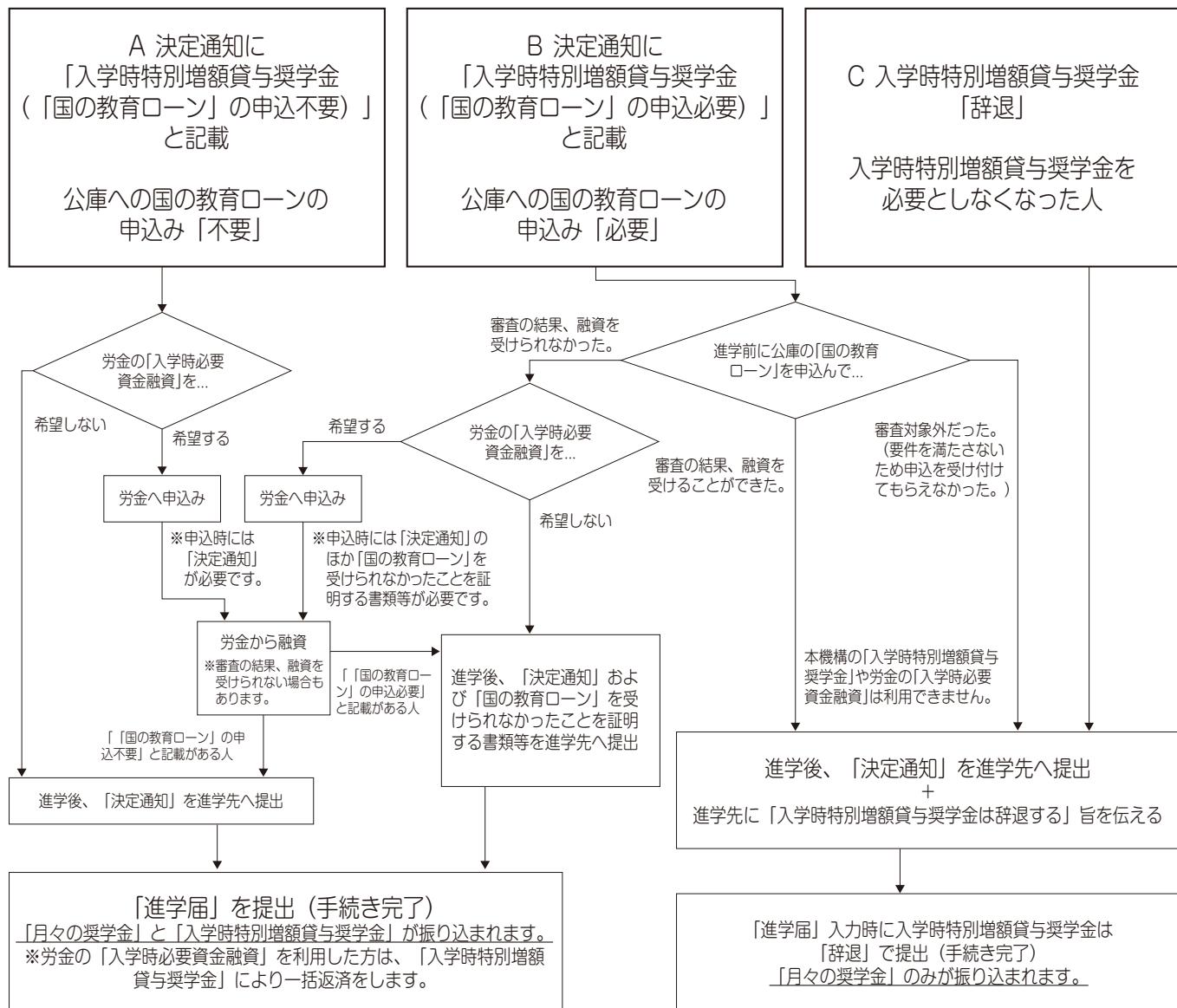
## 2 奨学生採用候補者の辞退

全ての奨学生の採用候補者を辞退する場合は、特に届出は必要ありません。また、第一種奨学生・第二種奨学生の併用貸与の採用候補者が、第一種または第二種のどちらかを辞退する場合は、進学届において機関に届け出してください。

### 3 「入学時特別増額貸与奨学生」の貸与を受けるまでの手続き

入学時特別増額貸与奨学生は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込んだにもかかわらず、審査の結果、融資を受けられなかつた世帯の学生を対象とする奨学生です。奨学生申込時の家計基準における収入金額に応じて、以下ページのAまたはBの手続きが必要です（入学時特別増額貸与奨学生の採用候補者として決定した後、進学届で辞退することもできます（下記Cの手続き））。

#### ●入学時特別増額貸与奨学生の貸与を受けるまでの手続き



※労働金庫（労金）の「入学時必要資金融資」については31ページ④をご覧ください。

#### (A) 奨学生申込時の家計基準における収入金額が120万円以下の人

採用候補者として決定した場合の決定通知の記載	「入学時特別増額貸与奨学生（ <u>日本の教育ローンの申込不要</u> ）」
「日本の教育ローン」の公庫への申込み	不要です。
進学時の提出書類	採用候補者決定通知のみ提出が必要です。 ※日本の教育ローンに関する書類の提出は不要です。

## (B) 奨学金申込時の家計基準における収入金額が120万円を超える人

採用候補者として決定した場合の決定通知の記載	「入学時特別増額貸与奨学金（ <u>国の教育ローンの申込必要</u> ）」
「国の教育ローン」の公庫への申込み	<b>保護者等が申込むことが必要</b> です。審査の結果、融資を受けられなかった場合に限り、本機構の入学時特別増額貸与奨学金の貸与が可能です。なお、公庫が定める国の教育ローンの要件（6ページ参照）を満たさないために審査対象外となつた場合は本機構の入学時特別増額貸与奨学金は利用できません。
進学時の提出書類	採用候補者決定通知に加えて「 <u>国の教育ローンを申し込んだにも関わらず、審査の結果、融資を受けられなかった</u> 」ことを証明する「 <u>進学時の提出書類</u> 」（32ページ5）が <b>必要</b> です。 ※ 労働金庫に「 <u>入学時必要資金融資</u> 」（下記参照）を申し込む場合にも、同様の書類が必要です。

**4 労働金庫の「入学時必要資金融資」（つなぎ融資）について****(1) 労働金庫の「入学時必要資金融資」とは**

本機構の「入学時特別増額貸与奨学金は、あくまで進学後に貸与するものであり、入学前に必要となる資金に充てることはできません。

労働金庫の「入学時必要資金融資」（以下「つなぎ融資」という）は、入学前に必要な資金について、決定通知に記載された入学時特別増額貸与奨学金の金額の範囲内で労働金庫が融資するものです。入学後に振り込まれる「入学時特別増額貸与奨学金」にて、利息を含めて一括で返済することになります。

**(2) つなぎ融資を受けるまでの手続き**

つなぎ融資を申込む際は「入学時特別増額貸与奨学金」を受けることができることを証明する書類を労働金庫にも提出することが必要です（32ページ5「進学時の提出書類」参照）。

※1 決定通知に「入学時特別増額貸与奨学金（国の教育ローンの申込必要）」と記載のある人は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込手続きを済ませておく必要があります（30ページ参照）。

※2 進学先によっては、合格決定から入学金の納付期限までの期間が短い等、つなぎ融資を利用できない場合がありますので、ご注意ください。

**(3) つなぎ融資に関する注意点**

- ① 進学後、速やかに「進学届」を提出すること。（進学届の提出日によって、奨学金の初回振込日が変動します）
- ② 進学届提出時に、入学時特別増額貸与奨学金を必ず希望すること。また、入学時特別増額貸与奨学金の貸与額を変更する場合は、「つなぎ融資」の金額より低い金額にしないこと。（労働金庫への一括返済ができなくなります。）
- ③ 奨学金振込口座は、必ず労働金庫の普通預金口座（本人名義）を開設すること。

## 5 進学時の提出書類（令和2年4月以降入学後）

進学したときは、速やかに、進学先の大学院の奨学生窓口に次の書類を提出してください。

なお、予約採用の人（採用候補者）を対象とした奨学生の手続きに関する説明会への出席を指示されることがあります。必ず出席してください。

書類	備考
令和2年度大学院奨学生採用候補者決定通知【進学先提出用】	全員提出が必要です。
「入学時特別増額貸与奨学生に係る申告書」	
日本政策金融公庫の「国の教育ローン借入申込書（お客様控え）」のコピー	
融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知文のコピー ※圧着はがきの場合は、申込者氏名が印字されている宛名面のコピーも併せて提出してください。	決定通知に「入学時特別増額貸与奨学生（日本政策金融公庫の手続き必要）」の記載がある人で、入学時特別増額貸与奨学生を希望する人は提出が必要です。提出できない場合は、入学時特別増額貸与奨学生を受けることができませんので、「進学届」の画面上で必ず入学時特別増額貸与奨学生を辞退してください。

## 6 「進学届」の提出

上記 5 の提出書類を進学先の学校に提出した後、学校より進学届提出に必要なIDやパスワードが交付されます。そのIDとパスワードを用いてインターネットにて「進学届」を提出します。なお、進学届において、連帯保証人・保証人等の情報を機構に届け出ます。

## 7 奨学生採用候補者決定内容の変更・訂正・辞退

※「進学届」で変更可能な項目は、今後変更となる可能性があります。

「進学届」で変更可能	「進学届」提出後に学校への願・届の提出が必要な事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種奨学生及び第二種奨学生の併用貸与の片方の辞退</li> <li>・入学時特別増額貸与奨学生のみ辞退</li> <li>・本人の生年月日</li> <li>・本人の性別</li> <li>・貸与月額</li> <li>・入学時特別増額貸与奨学生の貸与額</li> <li>・利率の算定方法</li> <li>・保証制度</li> <li>・奨学生振込口座</li> <li>・返還方式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の氏名</li> </ul>

## 8 別の種類の奨学生を希望する場合

予約採用で決定したものと別の種類の奨学生を希望する場合（例：予約採用で第一種奨学生の採用候補者となった人が第二種奨学生も希望する場合）、申込資格、基準、注意事項等を満たしていれば、進学後の「在学採用」に申し込むことができます。

## I. 採用時の手続き

進学届の提出後、奨学生として決定し、奨学金を受け取るまでの概要は次のとおりです。

## 1 奨学生採用に係る書類の交付

以下の書類が進学先の学校から交付されます。

奨学生採用に係る書類	備考
「奨学生証」	
「返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）」 (以下「返還誓約書」という)	本ページ <b>3</b> 参照
「奨学生のしおり」	
「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書」	機関保証制度選択者のみ
「マイナンバー提出書」のセット ・「マイナンバー提出書」 ・「【重要】マイナンバー（個人番号）の提出方法」 ・「提出用封筒」	



重要

奨学生として採用された際に配付される「マイナンバー提出書」のセットにより、あなたのマイナンバーを提出してください。あなたのマイナンバー等の必要書類をととのえて機構の指定先に提出することが必要です(提出先は学校ではありませんのでご注意ください)。提出書類、提出先、提出方法、期限等については採用時に配付される説明資料を必ず確認してください。

## 2 奨学金の交付

奨学金は、申込者が指定した金融機関の普通預金口座（ゆうちょ銀行は通常貯金口座）に、原則として1か月分ずつ振り込まれます。

(注1) 初回振込み時において奨学金が数か月分まとめて振り込まれる場合、奨学金の振込額に応じて機関保証の保証料を算出するため、端数処理の関係で奨学生証に記載されている保証料月額の整数倍にならないことがあります。

(注2) 振込口座情報等、スカラネットの送信内容に誤りがあった場合は、初回振込みが大幅に遅れることがあります。

(注3) 初回振込み時は、令和2年4月からの月額がまとめて振込みされます。

## 3 「返還誓約書」の提出

「返還誓約書」を学校の指示に従って提出し、機構が受理・審査して採用が確定します。「返還誓約書」は選択した保証制度ごとに必要な書類を添付し、学校が定めた期限までに提出してください。期限までに提出しない場合は、採用時にさかのぼって奨学生の身分を失います（振込済みの奨学金は速やかに全額を返金する必要があります）。

●返還誓約書と同時に提出するが必要な書類

機関保証選択者の提出書類	人的保証選択者の提出書類
「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書」	連帯保証人・保証人の必要書類 (16ページ <b>12</b> (イ) (5)参照)
市区町村で発行された奨学生本人の「住民票」（コピー不可、奨学金申込日（返還誓約書に印字される日付）から3か月前以降に発行されたもの）(注)	市区町村で発行された奨学生本人の「住民票」（コピー不可、奨学金申込日（返還誓約書に印字される日付）から3か月前以降に発行されたもの）(注)

(注) 「返還誓約書」とともに提出する「住民票」は、マイナンバー記載のないものを提出してください。

なお、第二種奨学生及び「定額返還方式」を選択した第一種奨学生については、採用後に提出する返還誓約書において、返還する際の割賦方法を選択する必要があります。

(参考)割賦方法の選択の説明は 11 ページ **10** (2)

### 毎月の返還のイメージ

#### 月賦返還



#### 月賦・半年賦併用返還



## II. 奨学生貸与中の手続き・注意事項

### 1 貸与を受けている間の注意事項

- (1) 奨学生に採用された後は、学校から渡される「奨学生のしおり」をよく読んで、必要な手続きについて理解し、奨学生としての自覚を持って、勉学に励んでください。
- (2) 在学中は、学校の奨学生担当者と連絡を緊密に取ってください。学校が行う説明会には必ず出席し、説明を理解し、必要な書類の提出等指示を守ってください。また、学校からの呼び出しには必ず応じてください。
- (3) 「返還誓約書」に記載した内容に変更が生じた場合は、学校の指示に従って必ず所定の変更届を提出してください。

### 2 適格認定

奨学生の貸与を受け続けるためには、機構の基準を満たして奨学生に採用されたあとも、奨学生としての適格性を保ち続ける必要があります。

貸与期間中は、毎年1回(12月～2月頃)学校を通じて「貸与額通知書」を交付します。記載されている貸与月額、貸与終期までの貸与予定額及び貸与終了後の返還額等を、人的保証制度を選択した人は連帯保証人・保証人とともに、未成年の人は親権者とともに確認してください。また、家庭の経済状況や卒業後の生活設計を十分考慮し、貸与月額を見直してください。そのうえで、「奨学生継続願」をスカラネット・パーソナル(裏表紙参照)を通じて提出する必要があります。学校は、学業成績等により奨学生としてふさわしいかどうかの認定を行います。これを適格認定といいます。

**手続きを怠ったり、学業成績が不振等の場合は、奨学生の資格を失い、奨学生の貸与が打ち切られる場合があります。**

### 3 奨学生採用後に変更できる項目・変更できない項目

#### (1) 奨学生採用後に変更できる項目

項目	留意事項
ア 奨学生の辞退	奨学生はいつでも辞退する(やめる)ことができます。
イ 奨学生振込口座	振込口座の情報に誤りがあった場合は、振込みが大幅に遅れる可能性があります。
ウ 貸与月額	本冊子で紹介している奨学生は貸与制であり、卒業後、返還が必要です。返還の負担を考慮して必要最低限の金額となるよう計画的に利用してください。ただし、35ページ「(2)奨学生採用後に変更できない項目」のクは変更できません。
エ 第二種奨学生の利率の算定方法	貸与終了後は変更できません。また、在学中においても35ページ「(2)奨学生採用後に変更できない項目」のケは変更できません。
オ 返還方式	第一種奨学生については、返還方式(「定額返還方式」又は「所得連動返還方式」)を変更できます。なお、貸与終了後は「定額返還方式」から「所得連動返還方式」への変更は可能ですが、「所得連動返還方式」から「定額返還方式」への変更はできません。
カ 連帯保証人・保証人・本人以外の連絡先となる人物の変更	選任条件を十分に確認してください(14～18ページ <b>12</b> 参照)。
キ 保証制度(人的保証から機関保証への変更)	人的保証から機関保証に変更する場合は、既に貸与を受けた奨学生に対する保証料を一括で入金する必要があります。

## (2) 奨学生採用後に変更できない項目

	項目	留意事項
ク	入学時特別増額貸与奨学生の額	原則貸与月額の初回振込時に振り込まれます。
ケ	第一種奨学生十入学時特別増額貸与奨学生の貸与を受ける場合の「入学時特別増額貸与奨学生」の利率の算定方法	原則貸与月額の初回振込時に全額振り込まれた時点での、利率の算定方法が確定します。
コ	保証制度（機関保証から人的保証への変更）	機関保証から人的保証への変更はできません。

## 4 貸与の終了

次の場合は、奨学生の貸与が終了します。貸与終了時に「貸与奨学生返還確認票」を交付しますので、返還額等、記載された事項を確認してください。

- (1) 満期：貸与終期までの貸与が完了したとき。
- (2) 辞退：奨学生が必要でなくなった旨の申出があったとき。  
(奨学生本人が債務整理手続きを開始したときは、奨学生の辞退手続きが必要です。)
- (3) 退学：大学等を退学したとき。
- (4) 廃止：成績不振・学校処分等により奨学生として適格でないと認定されたとき。
- (5) 死亡：奨学生本人が死亡したとき。

## III. 貸与終了後の返還

### 1 口座振替

貸与が終了する年度に、学校の指示に従い、金融機関の窓口で、奨学生返還時の振替用口座の加入手続きをしてください。その際に「預・貯金者控」を金融機関から受け取り、そのコピーを学校に提出してください(奨学生を受けていた口座を振替用口座として利用する場合でも、加入手続きが必要です)。

### 2 返還額の決定と返還開始

返還額は返還方式や割賦方法(定額返還方式を選択した場合の「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」)、第二種奨学生の利率の算定方法により決定されます。

奨学生の貸与が終了すると、その翌月から数えて7か月目に返還が始まります(3月に貸与終了の場合は、10月に返還開始)。返還は、金融機関の口座からの自動引落しによって行われます。引落し日は毎月27日(この日が金融機関の休業日の場合は翌営業日)です。

#### ●返還額の決定に係る項目の掲載箇所

項目	本冊子の中で説明しているページ
利率の算定方法	8ページ <b>7</b> (1)
増額貸与利率の算定方法	9ページ <b>7</b> (2)
元利均等返還	9ページ <b>8</b>
返還方式の種類と概要	10~11ページ <b>10</b> (1)
定額返還方式の割賦方法	11ページ <b>10</b> (2)
返還例	36ページ <b>5</b>
奨学生貸与・返還シミュレーション	37ページ <b>6</b>

### 3 住所等に変更があった場合

あなたの住所、氏名、勤務先、電話番号等に変更があった場合には機関に届け出てください。

連帯保証人、保証人及び本人以外の連絡先についても、住所、電話番号等に変更があった場合には届け出てください。

### 4 繰上返還を希望する場合

奨学生はいつでも繰上返還ができます(全額繰上返還・一部繰上返還ともに可能です)。

なお、第二種奨学生・入学時特別増額貸与奨学生について繰上返還をする場合、その繰上にあたる期間の利息はかかりません。ただし、繰上返還をしても据置期間利息はかかります。

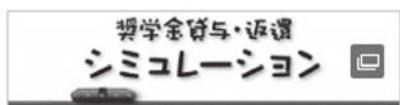


## 6 「奨学生金貸与・返還シミュレーション」について

貸与月額等の条件を設定し、返還総額・返還回数等を試算することができるシステムです。

「奨学生金貸与・返還シミュレーション」には、以下の①または②のいずれかの方法でアクセスしてください。

- ① 機構のホームページ (<https://www.jasso.go.jp/>) のトップページ画面下にあるバナーをクリックする。



- ② 「奨学生金貸与・返還シミュレーション」のアドレス (<https://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/>) を直接入力する。



必要な奨学生や返還するときのこととも考えて  
シミュレーションしてみましょう。



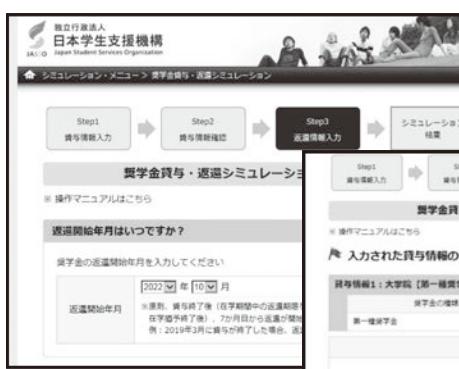
◇STEP1◇  
貸与情報（借りる時の情報）を入力します。



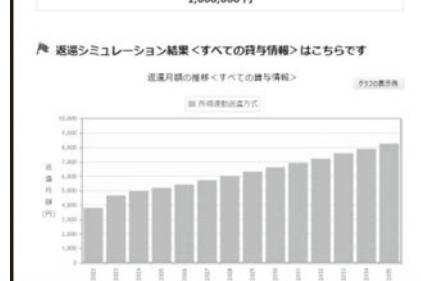
◇STEP2◇  
貸与情報（STEP1で入力した内容）の確認をします。



◇STEP3◇  
返還情報（返す時の情報）入力をします。



◇シミュレーション結果◇  
STEP1～3で入力した情報でシミュレートした結果を表示します。  
グラフも表示されます。結果は印刷できます。



画面はイメージです。  
文言等については変更される場合があります。

## 7 収支が困難な場合の救済制度

収支が困難な場合は、本人からの願出により、減額返還・返還期限の猶予等を認める場合があります（審査があります）。

救済制度	説明
減額返還	<p>傷病、経済困難等によって決められた金額での返還ができない場合に、願出により月々の返還額を1/2又は1/3に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延長する制度です。1回の願出で減額返還が適用される期間は1年以内です（1年ごとの願出が必要です）。また、最長15年（180ヶ月）まで適用可能です。</p> <p> 第一種奨学生の返還方式（10～11ページ <b>10</b> (1) 参照）を「所得連動返還方式」とした場合、減額返還制度は利用できません。</p>
返還期限猶予	<p>傷病、経済困難等によって決められた金額での返還ができない場合に、願出により返還期限を猶予（先送り）する制度です。1回の願出で返還期限猶予が適用される期間は1年以内です（1年ごとの願出が必要です）。また、願出の事由により、最長10年間（120ヶ月）の適用期間の制限があります。</p>
在学猶予	<p>奨学生の貸与が終了した後も引き続き学校に在学（進学）する場合に、願出により返還期限を猶予（先送り）する制度です。1回の願出で卒業予定期まで猶予が適用され（1年ごとの願出が必要な課程もあります）、在学終了月の翌月から数えて7か月目に返還が開始します。</p>
返還免除	<p>死亡又は精神・身体の障害により就労不能と診断された場合に、願出により返還を免除する制度です。</p>

## 8 奨学生の返還を延滞した場合

### （1）延滞金の賦課

奨学生の返還を延滞すると、延滞している割賦金（第二種奨学生については利息を除く）の額に対し、年（365日あたり）5%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課せられます。

### （2）督促・請求

機関又は機関が委託した債権回収会社等から、文書・電話等で返還の督促・請求を行います。人的保証の場合、連帯保証人や保証人へも督促・請求します。

### （3）個人信用情報機関への登録

返還開始から6か月経過時点で延滞3か月以上となった場合、個人信用情報機関に個人情報を登録する対象となります。

### （4）延滞が長期にわたった場合

返還期日が到来していない分を含めた返還未済額（第二種奨学生・入学時特別増額貸与奨学生については発生済利息を含む）及び延滞金について全額一括での返還を請求します（期限の利益の喪失）。これに応じない場合は次のとおり法的措置等をとることとなります（39ページ参照）。

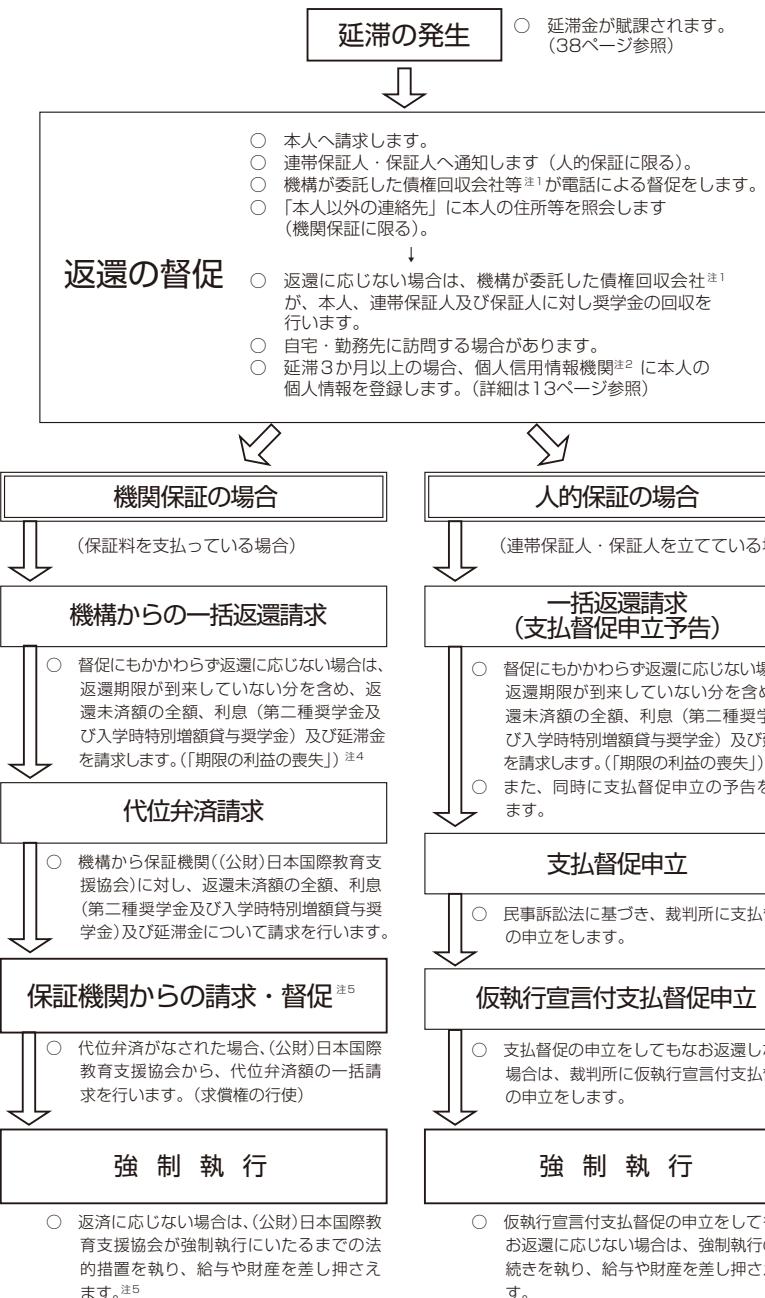
**機関保証制度の場合** 保証機関があなたに代わって支払い（代位弁済）、その後は保証機関から請求されることとなります（保証機関からの請求に応じない場合、年10%の遅延損害金が加算され、最終的には強制執行に至るまでの法的措置が執られます）。なお、特別な理由がある場合には、保証機関は、あなたの事情に応じて個別に対応することになります。

**人的保証制度の場合** 民事訴訟法に基づく法的手続を執り、最終的に強制執行に至ります（法的手続きを執った場合、その手続費用も併せて請求します）。

## 資料

## 奨学生の返還を延滞した場合

## 奨学生の返還を延滞した場合



**△** 奨学生の貸与が終了すると、その翌月から数えて7か月目に返還が始まります（3月に貸与終了の場合、10月に返還開始）。貸与が終了する際は、所定の返還手続き（35ページ参照）を行うことが必要になります。

なお、貸与が終了した後も学校に在学する場合は、在学猶予の手続きを行ってください。また、傷病や経済困難等により返還が困難となった場合には、減額返還又は返還期限猶予の救済制度（38ページ参照）利用を検討する等、延滞とならないよう注意してください。

- 注1 債権回収会社とは「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づいて法務大臣から債権管理回収業の許可を受けた、債権の管理回収を専門とする株式会社のことをいい、通称「サービスー」と呼ばれるものです。
- 注2 個人信用情報機関とは、会員（銀行等）から消費者の個人信用情報（消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報）を収集・蓄積し、会員（銀行等）からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。
- 注3 支払督促以降に生じた費用は、本人の負担になります。
- 注4 期限の利益とは、期限の到来までは債務の履行を請求されないという債務者の利益のことをいいます。返還期日が到来するまでは、その返還期日の割賦については請求されることはありません。ただし、期限の利益を喪失すると、返還期日未到来分を含めて、元金・利息（第二種奨学生金及び入学時特別増額貸与奨学生金）・延滞金の全額を一括返還請求されます。
- 注5 なお、特別な理由がある場合には、保証機関は、あなたの事情に応じて個別に対応することになります。

## スカラネット・パーソナルについて

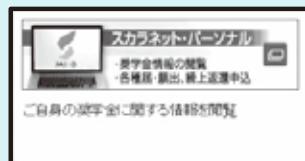
- ・スカラネット・パーソナル（以下「スカラPS」という）とは、機構の奨学生を貸与中の人や返還中の人、現在の自分自身の貸与月額や返還総額等、奨学生に関する情報をインターネット上で閲覧することができる機関の情報システムです。また、返還中の人、スカラPSを利用して転居・改姓・勤務先（変更）等の届出、線上返還の申込等を行うことができます。
- ・「奨学金継続願」（34ページ **2** 参照）をスカラPSを通じて提出することとなりますので、採用となった場合には、必ず登録してください。
- ・具体的な登録方法等については、採用後に交付する「奨学生のしおり」等でお知らせします。
- ・なお、以前に機関で奨学生の貸与を受けた方については、現在の返還明細等をスカラPSから確認することもできます。今回採用となった場合、その貸与終了後から、以前の貸与分も併せて同時に返還していくことになり、高額な月額を選択するほど、将来の返還時に大きな負担となります。本当に将来返還できるか、現在の返還明細をもう一度確認し、申込みにあたっては慎重に判断してください。

### ◎ スカラPSにアクセスするには

以下の①又は②のいずれかの方法でアクセスしてください。

① 機関のホームページのトップページ画面下にあるバナーをクリックする。

<https://www.jasso.go.jp/>



② スカラPSのアドレスを直接入力する。

<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>

## ホームページとモバイルサイトについて

★在学中は日本学生支援機構と奨学生の皆さんとの連絡は学校を通じて行われます。機関のホームページにおいても随時情報をお伝えしていますので、活用してください。

★モバイルサイトからも手軽に奨学生情報をご覧になれます。毎月の奨学生振込日や、返還振替日などの情報を掲載したモバイルメールマガジンも配信していますので、ぜひ登録してください。

日本学生支援機構（JASSO）ホームページアドレス

<https://www.jasso.go.jp/>

日本学生支援機構（JASSO）モバイルサイトアドレス

<http://daigakujc.jp/jasso/>



スカラネットによる奨学生申込みは専用のアドレス  
(<https://www.sas.jasso.go.jp/>) へ接続してください。